



毎月2回10日・25日発行  
発行所  
川崎市役所  
(総務企画局総務部法制課)  
川崎市川崎区宮本町1  
電 話 044-200-2062  
F A X 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第48号)..... 2432
- ◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則(第49号)..... 2434
- ◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第50号)..... 2435
- ◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第51号)..... 2435
- ◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第52号)..... 2437
- ◇川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第53号)..... 2439

告 示

- ◇地縁団体の告示事項の変更(第271号)..... 2441
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第272号)..... 2441
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第273号)..... 2443
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第274号)..... 2443
- ◇自転車等の撤去と保管(第275号)..... 2444
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第276号)..... 2445
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第277号)..... 2445
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第278号)..... 2445
- ◇粗大ごみの処理の手数料の収納事務の委託(第279号)..... 2445
- ◇橋リサイクルコミュニティセンターにおける資源再生化基金への寄附金に係る収納事務委託(第280号)..... 2446
- ◇令和3年第2回川崎市議会定例会の招集(第281号)..... 2446
- ◇自転車等の撤去と保管(第282号)..... 2446

- ◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第283号)..... 2446
- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第284号)..... 2446
- ◇川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納事務の委託(第285号)..... 2447
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第286号)..... 2447
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第287号)..... 2447
- ◇予防接種の業務を行う医師(第288号)..... 2449
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第289号)..... 2449
- ◇道路の供用開始(第290号)..... 2451
- ◇道路区域の変更(第291号)..... 2451
- ◇道路の供用開始(第292号)..... 2451
- ◇道路区域の変更(第293号)..... 2451
- ◇道路の供用開始(第294号)..... 2451
- ◇川崎市監査委員の選任(第295号)..... 2452
- ◇情報公開条例の規定による運営状況の公表(第296号)..... 2452
- ◇個人情報保護条例の規定による運営状況の公表(第297号)..... 2452
- ◇審議会等の会議の公開に関する条例の規定による運営状況の公表(第298号)..... 2453
- ◇港湾施設の名称、位置、規模等(第299号)..... 2453
- ◇地縁による団体の認可(第300号)..... 2453

公 告

- ◇公募型プロポーザルの実施(第582号)..... 2453
- ◇一般競争入札の執行(第583号)..... 2455
- ◇農用地利用集積計画の制定(第584号)..... 2463
- ◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第585号)..... 2465
- ◇一般競争入札の執行(第586号)..... 2465
- ◇公募型プロポーザルの実施(第587号)..... 2466

◇公募型プロポーザルの実施 (第588号).....	2470	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第98号) .....	2517
◇一般競争入札の執行 (第589号).....	2471	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第99号) .....	2517
◇一般競争入札の執行 (第590号).....	2472	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第100号) .....	2517
◇一般競争入札の執行 (第592号).....	2474	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第101号) .....	2517
◇一般競争入札の執行 (第593号).....	2475	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第102号) .....	2517
◇一般競争入札の執行 (第594号).....	2477	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第103号) .....	2517
◇一般競争入札の執行 (第595号).....	2479	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第104号) .....	2517
◇一般競争入札の執行 (第596号).....	2480	<b>訓 令</b>	
◇一般競争入札の執行 (第597号).....	2482	◇川崎市職員出勤記録整理規程及び川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令 (第4号) .....	2518
◇一般競争入札の執行 (第598号).....	2483	◇川崎市食品衛生法施行規程の一部を改正する訓令 (第5号) .....	2518
◇一般競争入札の執行 (第599号).....	2485	<b>上下水道局規程</b>	
◇一般競争入札の執行 (第600号).....	2487	◇川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程 (第34号) .....	2520
◇一般競争入札の執行 (第601号).....	2488	◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程 (第35号) .....	2520
◇道路位置の指定 (第602号).....	2490	<b>上下水道局告示</b>	
◇一般競争入札の執行 (第603号).....	2490	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第27号) .....	2520
◇環境影響評価に関する条例による条例見解書の公告 (第604号).....	2497	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第28号) .....	2521
◇開発行為に関する工事の完了 (第605号) .....	2498	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止 (第29号) .....	2522
◇一般競争入札の執行 (第606号).....	2498	<b>上下水道局公告</b>	
◇公募型プロポーザルの実施 (第607号) .....	2499	◇一般競争入札の執行 (第37号) .....	2522
◇開発行為に関する工事の完了 (第608号) .....	2503	◇一般競争入札の執行 (第38号) .....	2523
<b>公告 (調達)</b>		◇一般競争入札の執行 (第39号) .....	2530
◇落札者等の公示 (第253号).....	2503	◇一般競争入札の執行 (第40号) .....	2531
◇一般競争入札の執行 (第254号).....	2504	◇一般競争入札の執行 (第41号) .....	2534
◇落札者等の公示 (第255号).....	2506	<b>上下水道局公告 (調達)</b>	
◇落札者等の公示 (第256号).....	2506	◇一般競争入札の公告 (第24号) .....	2534
◇落札者等の公示 (第257号).....	2506	<b>交通局規程</b>	
◇落札者等の公示 (第258号).....	2506	◇川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程 (第30号) .....	2537
◇落札者等の公示 (第259号).....	2507	<b>交通局公告</b>	
◇落札者等の公示 (第260号).....	2507	◇一般競争入札の執行 (第58号) .....	2537
◇落札者等の公示 (第261号).....	2507	◇一般競争入札の執行 (第59号) .....	2538
◇落札者等の公示 (第262号).....	2507	◇一般競争入札の執行 (第60号) .....	2539
◇落札者等の公示 (第263号).....	2508		
◇一般競争入札の執行 (第264号).....	2508		
◇一般競争入札の執行 (第265号).....	2510		
◇一般競争入札の公告 (第266号).....	2511		
◇一般競争入札の公告 (第267号).....	2513		
◇落札者等の公示 (第268号).....	2516		
<b>税公告</b>			
◇納税通知書の公示送達 (第95号) .....	2516		
◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送達 (第96号) .....	2516		
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第97号) .....	2517		

<b>交通局訓令</b>	<b>市議会規程</b>
◇川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令(第5号)…………… 2541	◇政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程(第1号)…………… 2562
<b>病院局規程</b>	<b>市議会告示</b>
◇川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程及び川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程(第7号)…………… 2541	◇川崎市議会議長選挙及び副議長の選挙の当選人(第2号)…………… 2563
<b>病院局公告</b>	<b>区公告</b>
◇一般競争入札の執行(第20号)…………… 2542	◇住民票の職権消除(川崎区第67号)…………… 2563
◇一般競争入札の執行(第21号)…………… 2543	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第68号)…………… 2563
<b>病院局公告(調達)</b>	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第69号)…………… 2564
◇一般競争入札の公告(第9号)…………… 2546	◇住民票の職権消除(川崎区第70号)…………… 2564
◇一般競争入札の公告(第10号)…………… 2548	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第71号)…………… 2564
◇一般競争入札の公告(第11号)…………… 2549	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第72号)…………… 2564
<b>消防局訓令</b>	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第73号)…………… 2565
◇川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令(第18号)…………… 2551	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第74号)…………… 2565
◇川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令(第19号)…………… 2551	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第75号)…………… 2565
<b>川崎市市民オンブズマン告示</b>	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第76号)…………… 2565
◇川崎市市民オンブズマンの運営状況の公表(第1号)…………… 2552	◇住民票の職権消除(川崎区第77号)…………… 2565
<b>川崎市人権オンブズパーソン告示</b>	◇印鑑登録の抹消(川崎区第78号)…………… 2566
◇川崎市人権オンブズパーソンの運営状況の公表(第1号)…………… 2552	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第79号)…………… 2566
<b>教育委員会公告</b>	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第18号)…………… 2566
◇令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定要綱(第2号)…………… 2552	◇住民票の職権消除(幸区第19号)…………… 2566
<b>教育委員会訓令</b>	◇印鑑登録の抹消(幸区第20号)…………… 2567
◇川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令(第2号)…………… 2553	◇国民健康保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書の公示送達(幸区第21号)…………… 2567
<b>人事委員会公告</b>	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第28号)…………… 2567
◇令和3年度川崎市職員(高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)採用試験の実施(第3号)…………… 2553	◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達(中原区第29号)…………… 2567
<b>農業委員会告示</b>	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第36号)…………… 2567
◇川崎市農業委員会総会の招集(第6号)…………… 2562	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第37号)…………… 2567
<b>職員共済組合公告</b>	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第38号)…………… 2568
◇役員の退職(第9号)…………… 2562	
◇川崎市職員共済組合組合会議員選挙の執行(第10号)…………… 2562	

◇介護保険料等に係る差押調書（謄本）の公示送達（高津区第39号）…………… 2568

◇住民票の職権消除（高津区第40号）…………… 2568

◇国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）の公示送達（高津区第41号）…………… 2568

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（宮前区第22号）…………… 2568

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（多摩区第22号）…………… 2569

◇介護保険料に係る督促状の公示送達（麻生区第28号）…………… 2569

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（麻生区第29号）…………… 2569

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（麻生区第30号）…………… 2569

**辞 令**

◇5月17日付け…………… 2569

**正 誤**

◇第1,819号…………… 2569

---

**規 則**

---

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第48号**

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第41号様式を次のように改める。

第41号様式

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
(宛先)		〒		特別徴収義務者					
川崎市市長		所在地		宛名		番			
年 月 日 提出		フリガナ		所属		氏名			
		氏名又は名称		担当者		連絡			
		個人番号		氏名		電話			
		又は法人番号		内線 ( )					
フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動の事由	
氏名		特別徴収税額 (年税額)		月か 月か		月か 月か		1. 特別徴収 2. 続 3. 一括徴収 4. 普通徴収 (本人納付)	
生年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		1. 退職 2. 転職・長 3. 欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]	
個人番号		川崎市 区		円		円		職 働 欠 亡 他	
受給者番号		円		円		円		1. 退職 2. 転職・長 3. 欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]	
1月1日現在の住所		円		円		円		1. 特別徴収 2. 続 3. 一括徴収 4. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の住所		円		円		円		1. 特別徴収 2. 続 3. 一括徴収 4. 普通徴収 (本人納付)	
給与所得者		円		円		円		1. 特別徴収 2. 続 3. 一括徴収 4. 普通徴収 (本人納付)	
フリガナ		(新規)		法人番号		所属		氏名	
特別徴収義務者		フリガナ		担当者		氏名		電話	
指定番号		フリガナ		先		連絡			
所在地		円		円		円		円	
氏名又は名称		円		円		円		円	
1. 特別徴収継続の場合		円		円		円		円	
特別徴収義務者		円		円		円		円	
指 定 番 号		円		円		円		円	
新しい勤務先へは、月割額を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		円		円		円		円	
受給者番号		円		円		円		円	
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		円		円		円		円	
必要		円		円		円		円	
不要		円		円		円		円	
2. 一括徴収の場合		円		円		円		円	
1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があった 徴収予定月日 (上記(ウ)と同額)		円		円		円		円	
2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がな いたため		円		円		円		円	
理由		円		円		円		円	
3. 普通徴収の場合		円		円		円		円	
1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		円		円		円		円	
2. 異動が 年5月31日までで支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下で あるため		円		円		円		円	
3. 死亡による退職であるため		円		円		円		円	
理由		円		円		円		円	
※		川崎市		市		区		入	
入力者		月分		月分		月分		月分	
検収者		月分		月分		月分		月分	
		合計		合計		合計		合計	
		月		月		月		月	
		日		日		日		日	
		電話		電話		電話		電話	
		連絡		連絡		連絡		連絡	

別表第48号様式(1)を次のように改める。

第48号様式(1)

年度 給与支払報告書 (総括表)

(宛先) 川崎市長

指定番号

年 月 日提出

給与の支払期間	年 月から 月分まで																			
給与支払者の 個人番号又は法人番号																				
フリガナ											事業種目									
給与支払者の 氏名又は名称											受給者員		人							
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称											報告人員									
フリガナ											特別徴収対象者		人							
同上の所在地											普通徴収対象者 (退職者)		人							
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名											普通徴収対象者 (退職者を除く)		人							
連絡者の氏名、 所属課、係 及び電話番号	氏名 課 係  (電話 )										報告人員の合計		人							
											所 務 署 轄 名		税務署							
関与税理士等の氏名 及び電話番号	氏名  (電話 )										給与の支払方法 及びその期日									
											納入書の送付		必要・不要							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第49号

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市保健所長委任規則 (昭和29年川崎市規則第11

号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号(2)中「第28条第1項」の次に「(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「報告」を「報告」に改め、同号(3)中「第30条第2項」の次に「(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(5)中「第52条」を「第55条」に改め、同号(10)から(14)までを削り、同号(9)中「第23号」の次に「。以下この号において「省令」という。」を加え、同号(9)を同号(12)とし、同号(8)中「第56条」を「第61条(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(8)を同号(11)とし、同号(7)中「第55条第1項及び第56条」を「第60条第1項及び第61条(これらの規定を法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(7)を同号(10)とし、同号(6)中「第54条」を「第59条(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(6)を同号(9)とし、同号(5)の次に次のように加える。

(6) 法第56条第2項(法第57条第2項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出を受理すること。

(7) 法第57条第1項(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業の届出を受理すること。

(8) 法第58条第1項の規定による回収に着手した旨及び回収の状況の届出を受理すること。

第1条第1号(16)から(25)までを削り、同号(15)中「第11条」を「第9条」に改め、同号(15)を同号(17)とし、同号(12)の次に次のように加える。

(13) 省令第71条の2の規定による廃業の届出を受理すること。

(14) 省令別表第17第7号ロに規定する食品等取扱者について検便を受けるべき旨の指示をすること。

(15) 省令別表第17第9号ロの規定による製品に関する消費者からの健康被害及び法に違反する情報の提供を受けること。

(16) 省令別表第17第9号ハの規定による健康被害につながるおそれが否定できない情報の提供を受けること。

第1条第1号(26)中「第25条」を「第11条」に改め、同号(26)を同号(18)とする。

第1条第1号の3(5)を同号(6)とし、同号(4)の次に次のように加える。

(5) 法第10条の2第1項の規定による回収に着手した旨及び回収の状況の届出を受理すること。

第1条第2号を次のように改める。

## 2 削除

第1条第2号の2を削る。

第1条第22号(6)を削り、同号(7)中「第16条第2項」

を「第16条」に改め、同号中(7)を(6)とし、(8)から(13)までを(7)から(12)までとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例(令和2年神奈川県条例第42号)附則第2項又は第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)第3条第1項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第11条並びに第12条の規定に基づく事務の処理については、改正前の規則第1条第2号の規定は、なおその効力を有する。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

## 川崎市規則第50号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則(平成27年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,839人」を「1,843人」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

## 川崎市規則第51号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則(平成12年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第20号様式を次のように改める。

第20号様式

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市 区長

次のとおり関係書類を添えて、食費及び居住費又は滞在費に係る負担限度額認定を申請します。

Table with 4 columns:フリガナ, 被保険者番号, 被保険者氏名, 個人番号, 生年月日, 性別, 住所, 電話番号, 介護保険施設等の所在地及び名称, 電話番号, 入所(院)年月日, 年 月 日

(※) 介護保険施設等に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記載は不要です。

Table with 2 columns:配偶者の有無(※), 有・無, 配偶者に関する事項 (フリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 住所, 電話番号, 本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合), 課税状況)

(※) 「無」の場合は、「配偶者に関する事項」の記載は不要です。

Table with 2 main sections: 収入等に関する申告 (①生活保護受給者... ②市町村民税世帯非課税... ③市町村民税世帯非課税者... ④市町村民税世帯非課税者... ⑤市町村民税世帯非課税者...), 預貯金等に関する申告 (※) (預貯金額, 有価証券, その他)

(※) 預貯金、有価証券に係る通帳などの写しを添付してください。

申請者が被保険者と異なる場合には、次の欄を記載してください。

Table with 2 columns:申請者氏名, 電話番号(自宅・勤務先), 申請者住所, 本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
(2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その合計額を記入し、通帳等の写しを添付してください。
(3) 預貯金等に関する申告欄に書き切れない場合は、余白又は別紙に記入の上添付してください。
(4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及びその額の最大2倍の加算金を徴収することがあります。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第52号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小田	川崎区小田5丁目	72	車椅子使用者向2戸 老人同居向2戸 大家族向2戸
----	----------	----	--------------------------------

」

を

「

小田	川崎区小田5丁目	72	車椅子使用者向2戸 大家族向4戸
----	----------	----	---------------------

」

に改め、同表京町耐火Bの項中「老人同居向」を「大家族向」に改め、同表日進町の項中「168」を「170」に改め、同表中

「

藤崎東	川崎区藤崎3丁目	106	老人同居向2戸 大家族向2戸
-----	----------	-----	-------------------

」

を

「

藤崎東	川崎区藤崎3丁目	106	大家族向4戸
-----	----------	-----	--------

」

に、

「

小倉第3	幸区小倉4丁目	85	老人同居向2戸 大家族向1戸
------	---------	----	-------------------

」

を

「

小倉第3	幸区小倉4丁目	85	大家族向3戸
------	---------	----	--------

」

に、

「

小倉東	幸区小倉4丁目	146	車椅子使用者向1戸 老人同居向8戸 大家族向4戸
-----	---------	-----	--------------------------------

」

を

「

小倉東	幸区小倉4丁目	146	車椅子使用者向1戸 大家族向12戸
-----	---------	-----	----------------------

」

に、

「

小倉南	幸区小倉4丁目	160	老人同居向4戸 大家族向2戸
-----	---------	-----	-------------------

」

を

「

小倉南	幸区小倉4丁目	160	大家族向6戸
-----	---------	-----	--------

」

に、

「

北加瀬原町	幸区北加瀬3丁目	60	老人同居向2戸 大家族向1戸
-------	----------	----	-------------------

」

を

「

北加瀬原町	幸区北加瀬3丁目	60	大家族向3戸
-------	----------	----	--------

」

に改め、同表下平間の項中「老人同居向」を「大家族向」に改め、同表中

「

南加瀬越路	幸区南加瀬4丁目	30	老人同居向2戸 大家族向1戸
-------	----------	----	-------------------

」

を

「

南加瀬越路	幸区南加瀬4丁目	30	大家族向3戸
-------	----------	----	--------

」

に改め、同表南加瀬第1の項中「老人同居向」を「大家族向」に改め、同表中

「

南加瀬第2	幸区南加瀬4丁目	100	車椅子使用者向2戸 老人同居向1戸 大家族向2戸
-------	----------	-----	--------------------------------

」

を

南加瀬第3	幸区南加瀬4丁目	177	車椅子使用者向2戸 多家族向8戸
-------	----------	-----	---------------------

に、

南加瀬辻	幸区南加瀬5丁目	45	老人同居向4戸 多家族向1戸
------	----------	----	-------------------

を

南加瀬辻	幸区南加瀬5丁目	45	多家族向5戸
------	----------	----	--------

に、

上小田中耐火	中原区上小田中6丁目	131	老人同居向5戸 多家族向6戸
--------	------------	-----	-------------------

を

上小田中耐火	中原区上小田中6丁目	131	多家族向11戸
--------	------------	-----	---------

に改め、同表上平間五瀬淵の項中「85」を「86」に改め、同表中

上作延第2	高津区上作延	123	車椅子使用者向2戸 老人同居向4戸 多家族向2戸
-------	--------	-----	--------------------------------

を

上作延第2	高津区上作延	123	車椅子使用者向2戸 多家族向6戸
-------	--------	-----	---------------------

に、

坂戸	高津区坂戸3丁目	230	車椅子使用者向2戸 老人同居向7戸 多家族向7戸
----	----------	-----	--------------------------------

を

坂戸	高津区坂戸3丁目	230	車椅子使用者向2戸 多家族向14戸
----	----------	-----	----------------------

に、

下作延中	高津区下作延5丁目	90	老人同居向4戸 多家族向3戸
------	-----------	----	-------------------

を

下作延中	高津区下作延5丁目	90	多家族向7戸
------	-----------	----	--------

に改め、同表千年新町の項中「293」を「294」に、「老人同居向」を「多家族向」に改め、同表千年前田の項中「191」を「193」に改め、同表野川東の項中「342」を「344」に、「老人同居向」を「多家族向」に改め、同表中

久末	高津区久末	345	車椅子使用者向4戸
----	-------	-----	-----------

を

久末	高津区久末	345	車椅子使用者向4戸 多家族向2戸
----	-------	-----	---------------------

に、

久末表A	高津区久末	30	老人同居向2戸 多家族向1戸
------	-------	----	-------------------

を

久末表A	高津区久末	30	多家族向3戸
------	-------	----	--------

に、

久末表B	高津区久末	173	老人同居向3戸 多家族向3戸
------	-------	-----	-------------------

を

久末表B	高津区久末	173	多家族向6戸
------	-------	-----	--------

に、

久末西	高津区久末・東野川2丁目	155	車椅子使用者向2戸 老人同居向1戸 多家族向2戸
-----	--------------	-----	--------------------------------

を

久末西	高津区久末・東野川2丁目	155	車椅子使用者向2戸 多家族向3戸
-----	--------------	-----	---------------------

に、

久末谷中	高津区久末	84	老人同居向2戸 多家族向3戸
------	-------	----	-------------------

を

久末谷中	高津区久末	84	多家族向5戸
------	-------	----	--------

に改め、同表日向の項、菅生の項及び高山の項中「老人同居向」を「多家族向」に改め、同表中

南平	宮前区南平台	457	車椅子使用者向3戸 老人同居向2戸 多家族向2戸 シルバーハウジング 世帯向14戸 シルバーハウジング 単身者向18戸
----	--------	-----	---

を

南平	宮前区南平台	458	車椅子使用者向3戸 多家族向4戸 シルバーハウジング 世帯向14戸 シルバーハウジング 単身者向18戸
----	--------	-----	--

に改め、同表初山の項中「290」を「258」に改め、同表中

鷲ヶ峰西	宮前区菅生ヶ丘	244	車椅子使用者向2戸 老人同居向4戸 多家族向2戸
------	---------	-----	--------------------------------

を

鷲ヶ峰西	宮前区菅生ヶ丘	244	車椅子使用者向2戸 多家族向6戸
------	---------	-----	---------------------

に、

菅芝間	多摩区菅6丁目	335	老人同居向9戸 多家族向6戸
-----	---------	-----	-------------------

を

菅芝間	多摩区菅6丁目	335	多家族向15戸
-----	---------	-----	---------

に、

中野島多摩川	多摩区中野島5丁目	883	車椅子使用者向10戸 老人同居向18戸 多家族向8戸 シルバーハウジング 世帯向28戸 シルバーハウジング 単身者向28戸
--------	-----------	-----	---

を

中野島多摩川	多摩区中野島5丁目	884	車椅子使用者向10戸 多家族向26戸 シルバーハウジング 世帯向28戸 シルバーハウジング 単身者向28戸
--------	-----------	-----	--

に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第1の初山の項の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第53号

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成5年川崎市規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

m <sup>2</sup>	戸
80.60	2

を

m <sup>2</sup>	戸
80.60	1

に、

平成7年度	千年前田住宅(5号館)	川崎市高津区千年92番地	高層耐火	83.50	㎡	戸	2	円	163,000
平成8年度	南平住宅(13号館)	川崎市宮前区南平台15番13号	高層耐火	75.48	㎡	戸	1	円	151,000
平成10年度	日進町住宅	川崎市川崎区日進町37番地3	高層耐火	81.40	㎡	戸	2	円	168,000
平成10年度	上平間五瀬淵住宅	川崎市中原区上平間611番地1	高層耐火	74.7	㎡	戸	1	円	143,000
平成11年度	千年新町住宅(1号館)	川崎市高津区千年新町45番地	高層耐火	79.9	㎡	戸	2	円	137,000

を

平成11年度	千年新町住宅(1号館)	川崎市高津区千年新町45番地	高層耐火	79.9	㎡	戸	1	円	137,000
--------	-------------	----------------	------	------	---	---	---	---	---------

に、

平成11年度	千年新町住宅(5号館)	川崎市高津区千年新町45番地	高層耐火	74.3	㎡	戸	10	円	109,000
平成12年度	野川東住宅(4号館)	川崎市高津区東野川1丁目16番4号	高層耐火	79.9	㎡	戸	2	円	137,500

を

平成11年度	千年新町住宅(5号館)	川崎市高津区千年新町45番地	高層耐火	74.3	㎡	戸	10	円	109,000
--------	-------------	----------------	------	------	---	---	----	---	---------

に改める。

別表第3中

中野島多摩川住宅(3号館)	平成7年10月1日	ア	44,200円
		イ	61,900円
		ウ	75,200円
千年前田住宅(5号館)	平成8年10月1日	ア	81,500円
		イ	114,100円
		ウ	138,600円
南平住宅(13号館)	平成9年10月1日	ア	75,500円
		イ	105,700円
		ウ	128,400円
日進町住宅	平成10年10月1日	ア	84,000円
		イ	117,600円
		ウ	142,800円
上平間五瀬淵住宅	平成11年10月1日	ア	71,500円
		イ	100,100円
		ウ	121,600円

を

中野島多摩川住宅(3号館)	平成7年10月1日	ア	44,200円
		イ	61,900円
		ウ	75,200円

に、

千年新町住宅(5号館)	平成12年10月1日	エ	60,000円
		オ	70,900円
		カ	81,800円
		キ	92,700円
		ク	109,000円
野川東住宅(4号館)	平成12年10月1日	エ	75,700円
		オ	89,400円
		カ	103,200円
		キ	116,900円
		ク	137,500円

を

千年新町住宅(5号館)	平成12年10月1日	エ	60,000円
		オ	70,900円
		カ	81,800円
		キ	92,700円
		ク	109,000円

に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成30年川崎市告示第294号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

片平町内会

(2) 主たる事務所

川崎市麻生区片平5丁目11番10号

(3) 代表者の氏名

長瀬 和徳

(4) 代表者の住所

川崎市麻生区片平2丁目24番6号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「中山 厚夫」を「長瀬 和徳」に改める。

(2) 代表者の住所

「川崎市麻生区片平5丁目2番6号」を

「川崎市麻生区片平2丁目24番6号」に改める。

川崎市告示第272号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和3年5月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する区域

中原区下沼部字玉川向1753番1の一部

(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

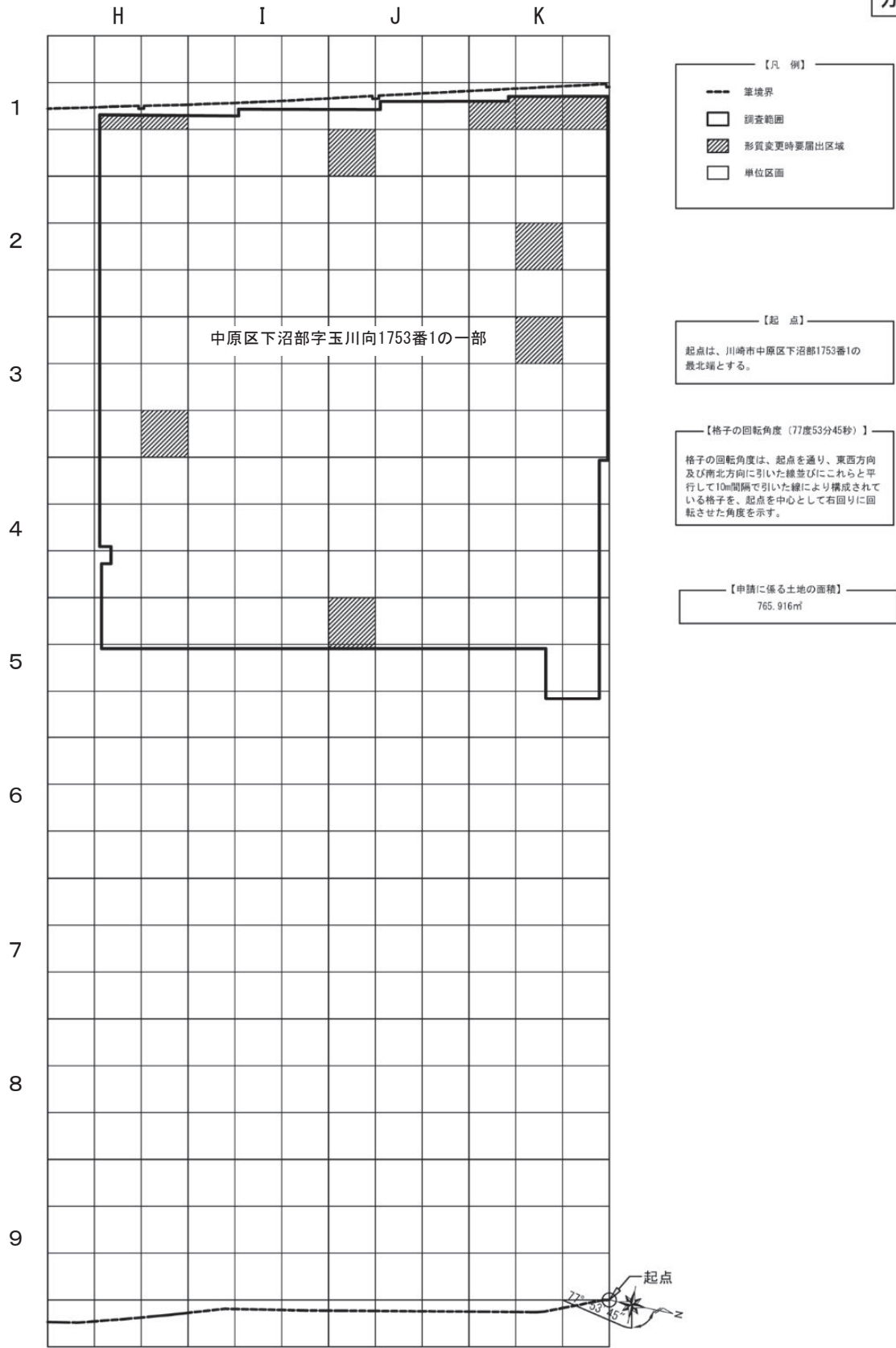
トリクロロエチレン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、

カドミウム及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



別図 指定する区域

## 川崎市告示第273号

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
一般社団法人 ライフデザイン	グループホーム誉 柿生駅前	川崎市麻生区片平 3-4-2	共同生活援助	令和3年4月1日	1425600895
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	中部日中 活動センター	川崎市中原区井田 3-16-1	自立訓練 (生活訓練)	令和3年4月1日	1415201175
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	中部日中 活動センター	川崎市中原区井田 3-16-1	就労移行支援	令和3年4月1日	1415201175
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	中部日中 活動センター	川崎市中原区井田 3-16-1	就労継続支援B型	令和3年4月1日	1415201175
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	中部日中 活動センター	川崎市中原区井田3-16-1	生活介護	令和3年4月1日	1415201175
パーソルチャレンジ 株式会社	ミラトレ川崎	川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西ロビル	就労定着支援	令和3年4月1日	1415100682
一般社団法人 ルミノーズ	ルミノーズ 川崎登戸	川崎市多摩区登戸2698 クレール向ヶ丘2階A号室	就労定着支援	令和3年4月1日	1415401049
社会福祉法人三篠会	南部日中 活動センター	川崎市川崎区日進町5-1	就労移行支援	令和3年4月1日	1415001500
社会福祉法人三篠会	南部日中 活動センター	川崎市川崎区日進町5-1	就労継続支援B型	令和3年4月1日	1415001500
社会福祉法人三篠会	南部日中 活動センター	川崎市川崎区日進町5-1	自立訓練 (生活訓練)	令和3年4月1日	1415001500
社会福祉法人三篠会	南部日中 活動センター	川崎市川崎区日進町5-1	生活介護	令和3年4月1日	1415001500
有限会社健孝ホーム	ケンコー ホームウエスト	川崎市川崎区境町11-20- 202号室	居宅介護	令和3年4月1日	1415001518
有限会社健孝ホーム	ケンコー ホームウエスト	川崎市川崎区境町11-20- 202号室	重度訪問介護	令和3年4月1日	1415001518
株式会社きよらケア	きよらケア	川崎市川崎区日進町27-5 ピアンタ川崎1階	居宅介護	令和3年4月1日	1415001492
株式会社きよらケア	きよらケア	川崎市川崎区日進町27-5 ピアンタ川崎1階	重度訪問介護	令和3年4月1日	1415001492
合同会社ラコンテ	就労移行支援事業所 ラコンテ柿生	川崎市麻生区上麻生5丁目 38番7号 東和サープラス柿生212号室	就労移行支援	令和3年4月1日	1415600889

## 川崎市告示第274号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定  
 を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に  
 基づき別表のとおり告示します。

令和3年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社Vivace	ここっと	川崎市川崎区藤崎 4-17-20-2	児童発達支援	令和3年4月1日	1455000586
株式会社Vivace	ここっと	川崎市川崎区藤崎 4-17-20-2	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455000586
TagMo合同会社	One step smile 宮前教室	川崎市宮前区神木本町 4-17-6 ミヤマB号室	児童発達支援	令和3年4月1日	1455500411
TagMo合同会社	One step smile 宮前教室	川崎市宮前区神木本町 4-17-6 ミヤマB号室	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455500411
合同会社からふる	からふるtoys	川崎市多摩区中野島 4-1-12 NA-1 2階	児童発達支援	令和3年4月1日	1455400430
合同会社からふる	からふるtoys	川崎市多摩区中野島 4-1-12 NA-1 2階	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455400430
株式会社 ユーフォリア ファミリー	心花	川崎市多摩区菅稲田堤 二丁目5番91号	児童発達支援	令和3年4月1日	1455400448
株式会社 ユーフォリア ファミリー	心花	川崎市多摩区菅稲田堤 二丁目5番91号	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455400448
株式会社ニルチェ	発達療育 レンテ川崎	川崎市川崎区砂子 2-8-1 シャンボール川崎砂子307号	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455000073
株式会社ニルチェ	発達療育 レンテ川崎	川崎市川崎区砂子 2-8-1 シャンボール川崎砂子307号	保育所等訪問支援	令和3年4月1日	1455000073
エピカ株式会社	こぼんはうすさくら 新川崎第二教室	川崎市幸区下平間213番9号 林ビル202号室	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455100329
エピカ株式会社	こぼんはうすさくら 宮前第二教室	川崎市宮前区馬絹 5-8-8	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455500429
合同会社RST	シュウエール 武蔵中原	川崎市中原区下小田中 4丁目2番6号 グレイス中原II101号室	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455200558
合同会社RST	シュウエール 神木本町	川崎市宮前区神木本町 5丁目1番12号 フルール三神二番館205号室	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455500437
有限会社 エスエヌ企画	ライズ児童 デイサービス小田栄	川崎市川崎区小田栄 1-6-8	児童発達支援	令和3年4月1日	1455000313
株式会社 グッディーレ	グッディーレ川崎 第1教室	川崎市川崎区藤崎 1-3-1	児童発達支援	令和3年4月1日	1455000594
株式会社 メディカルアーツ	ホップステップ 放課後等 デイサービス 幸校	川崎市幸区戸手本町 2-220-3 オーケービルディング1F	放課後等デイサービス	令和3年4月1日	1455100311

## 川崎市告示第275号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年5月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間



3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円  
 原動機付自転車 5,000円  
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵  
 印鑑  
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第276号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

(別紙省略)

令和3年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第277号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

(別紙省略)

令和3年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第278号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

(別紙省略)

令和3年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第279号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)第42条第1項に規定する粗大ごみの処理の手数料の収納に関する事務を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項により、次の者に委託したので同条第2項の規定に基づき告示します。

令和3年5月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
豆の蔵商事株式会社	神奈川県川崎市麻生区岡上488番地1
株式会社 ローソンストア100	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

川崎市告示第280号

川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)第3条第1号に規定する資源再生化基金への寄附金に係る収納事務委託について  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、環境局生活環境部減量推進課の資源再生化基金への寄附金に係る収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年5月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
東京都千代田区西神田一丁目4番5号  
テスコ株式会社
- 2 委託する事務の種類  
橘リサイクルコミュニティセンターにおける川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)第3条第1号に規定する資源再生化基金への寄附金に係る収納事務
- 3 委託する期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

川崎市告示第281号

令和3年第2回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和3年5月24日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日時 令和3年5月31日(月曜日) 午前10時
- 2 場所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第282号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時

まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用
 

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの

- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

川崎市告示第283号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
  - (1) 個人情報ファイル(新規)
 

ア 市長	8件
------	----
  - (2) 個人情報ファイル(変更)
 

ア 市長	42件
イ 上下水道事業管理者	3件
  - (3) 保有個人情報業務(変更)
 

ア 市長	4件
------	----
- 2 届出書  
別紙のとおり(省略)

川崎市告示第284号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
  - (1) 目的外利用
 

ア 市長	73件
イ 上下水道事業管理者	11件
ウ 教育委員会	2件
エ 監査委員	1件

- (2) 外部提供
- |             |     |
|-------------|-----|
| ア 市長        | 76件 |
| イ 上下水道事業管理者 | 16件 |
| ウ 病院事業管理者   | 5件  |
| エ 消防長       | 5件  |
| オ 教育委員会     | 1件  |

2 届出書  
別紙のとおり(省略)

**川崎市告示第285号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料等の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
川崎市川崎区砂子1丁目2番地4  
川崎市住宅供給公社 理事長 小林哲喜
- 2 委託する事務の種類  
川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐

車場の使用料等の収納事務

- 3 委託する期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**川崎市告示第286号**

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

令和3年5月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社ホワイト	1475502702	ホワイト	川崎市宮前区犬蔵3丁目9番16-708号	訪問介護
医療法人社団ユニメディコ	1465690276	リス訪問看護 リハビリステーション	川崎市麻生区万福寺1丁目12番地1	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社喫茶去	1495200493	デイサービスセンター喫茶去	川崎市中原区新城3-15-24	地域密着型通所介護
株式会社喫茶去	1475203129	喫茶去居宅介護支援センター	川崎市中原区新城3-15-24	居宅介護支援
株式会社メルシー・ダイキ	1475004337	メルシー・ダイキ 川崎ケア	川崎市川崎区堺町7-10	居宅介護支援
医療法人社団ユニメディコ	1475602502	リス居宅介護支援事業所	川崎市麻生区万福寺1丁目12番地1	居宅介護支援

**川崎市告示第287号**

介護保険法等によるサービス事業所等の  
廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者

若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

## 令和3年3月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	1475400162	川崎市特別養護老人ホーム 長沢壮寿の里	川崎市多摩区長沢2丁目11番1号	通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
医療法人社団有仁会	1475400345	医療法人社団有仁会生田ふれあいの里	川崎市多摩区生田3-18-2アボードベア1階	通所介護
有限会社 啓和会メディカル	1475003669	有限会社 啓和会メディカル ライフアップ小田銀座	川崎市川崎区小田4-31-8ブチボア1F	通所介護
特定非営利活動法人 リ・ケア福祉サービス	1475202543	井田老人デイサービスセンター	川崎市中原区井田2丁目27番1号	通所介護
社会福祉法人 白山福祉会	1475202568	川崎市特別養護老人ホームこだなか	川崎市中原区上小田中1-28-55	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	1475400097	川崎市特別養護老人ホーム 長沢壮寿の里 居宅介護支援センター	川崎市多摩区長沢2丁目11番1号	居宅介護支援
特定非営利活動法人 リ・ケア福祉サービス	1475202535	井田居宅介護支援センター	川崎市中原区井田2丁目27番1号	居宅介護支援
有限会社てくてく	1475600746	あい・細山 居宅介護支援センター	川崎市麻生区細山4-10-5	居宅介護支援
有限会社まはな	1475301055	まはなステーション	川崎市高津区向ヶ丘149-5	居宅介護支援
社会福祉法人 白山福祉会	1475202550	居宅介護支援事業所こだなか	川崎市中原区上小田中1-28-55	居宅介護支援
株式会社ケアネット	1475302723	株式会社ケアネット ケアステーション高津	川崎市高津区溝口2丁目6番26号アズマヤ栄橋ビル403	居宅介護支援
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	1405400027	長沢壮寿の里介護予防支援センター	川崎市多摩区長沢2丁目11番1号	介護予防支援
社会福祉法人 ハートフル記念会	1405600055	栗木台地域包括支援センター	川崎市麻生区栗木台1-13-5	介護予防支援
社会福祉法人 白山福祉会	1495200329	デイサービスセンターこだなか	川崎市中原区上小田中1-28-55	地域密着型通所介護
有限会社 啓和会メディカル	1495000380	有限会社 啓和会メディカル ひのきの家 啓和	川崎市川崎区渡田2-10-11 ヤマジビル1F	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護
有限会社 啓和会メディカル	1475001440	有限会社啓和会メディカル グループホーム啓和	川崎市川崎区渡田2丁目7番13号	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護
川崎市長	1475101141	川崎市特別養護老人ホーム 夢見ヶ崎	川崎市幸区南加瀬1-7-14	介護老人福祉施設
川崎市長	1475201594	川崎市特別養護老人ホーム すみよし	川崎市中原区木月祇園町2-1	介護老人福祉施設
川崎市長	1475201602	川崎市特別養護老人ホーム ひらまの里	川崎市中原区上平間611-1	介護老人福祉施設
川崎市長	1475202568	川崎市特別養護老人ホームこだなか	川崎市中原区上小田中1-28-55	介護老人福祉施設
川崎市長	1475401285	川崎市特別養護老人ホーム 多摩川の里	川崎市多摩区中野島6-13-5	介護老人福祉施設
川崎市長	1475401277	川崎市特別養護老人ホーム 長沢壮寿の里	川崎市多摩区長沢2-11-1	介護老人福祉施設

## 川崎市告示第288号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
上野 紀子	あいクリニック 産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷 4-1-5
渡邊 嘉久	キノメディック クリニック川崎	川崎市川崎区藤崎 3-6-1
浜島 秀典	五所塚診療所	川崎市宮前区五所塚 1-21-4
山口祐一郎	山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18 -10 フレンドベース 4階
根本 憲一	登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428 Noborito Gate Building 4階

## 川崎市告示第289号

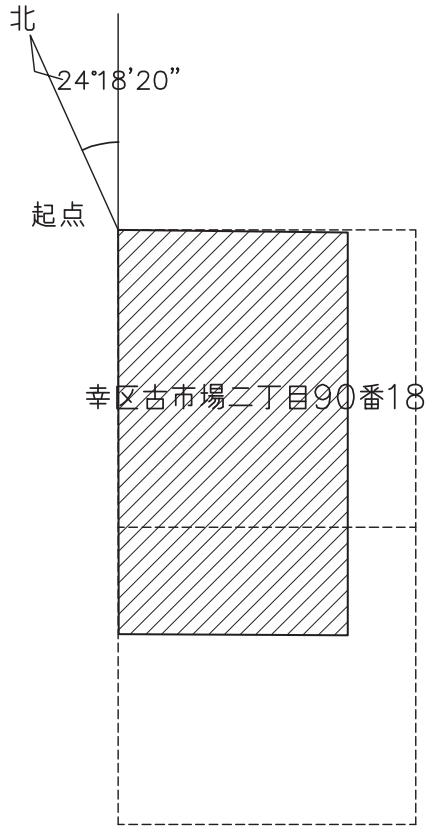
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

- 指定する区域  
幸区古市場二丁目90番18  
(別図のとおり)
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
テトラクロロエチレン



**【凡例】**

- 調査対象地
- - - - 単位区画
- ▨ 形質変更時  
要届出区域

基準不適合区画は、  
幸区古市場二丁目90番18の全部

**【起点】**  
起点は、幸区古市場二丁目90番18の最北端とする。

**【格子の回転角度（24度18分20秒）】**  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図 指定する区域

**川崎市告示第290号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年5月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年5月28日から令和3年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
東京丸子横浜	川崎市中原区新丸子東3丁目1178番6先	関係図面のとおり
	川崎市中原区新丸子東3丁目1112番2先	

**川崎市告示第291号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年5月28日から令和3年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅仙谷第30号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6545番5先	2.12	20.41	
		川崎市多摩区菅仙谷1丁目6541番5先			
新	菅仙谷第30号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6545番1先	4.00	20.41	隅切り部を含む
		川崎市多摩区菅仙谷1丁目6541番2先			

**川崎市告示第292号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年5月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年5月28日から令和3年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅仙谷第30号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6545番1先	隅切り部を含む
	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6541番2先	

**川崎市告示第293号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年5月28日から令和3年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	東生田第46号線	川崎市多摩区東生田3丁目9339番6先	1.82	22.88	
		川崎市多摩区東生田3丁目9468番5先			
新	東生田第46号線	川崎市多摩区東生田3丁目9339番11先	4.00	22.88	
		川崎市多摩区東生田3丁目9468番1先			
旧	東生田第107号線	川崎市多摩区東生田3丁目9340番1先	1.82	10.55	
		川崎市多摩区東生田3丁目9467番2先			
新	東生田第107号線	川崎市多摩区東生田3丁目9340番4先	4.00	10.55	
		川崎市多摩区東生田3丁目9467番1先			

**川崎市告示第294号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年5月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年5月28日から令和3年6月11日まで一般の縦覧に供します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
東 生 田 第46号線	川崎市多摩区東生田3丁目9339番11先	
	川崎市多摩区東生田3丁目9468番1先	
東 生 田 第107号線	川崎市多摩区東生田3丁目9340番4先	
	川崎市多摩区東生田3丁目9467番1先	

川崎市告示第295号

市議会の同意を得て令和3年5月31日に次の者を川崎市監査委員に選任しました。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

浅野文直

川崎市宮前区有馬6丁目6番8-1号

山田晴彦

川崎市宮前区南野川2丁目6番6号

川崎市告示第296号

川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の公表について

川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第35条第1項の規定により、次のとおり運営状況を公表します。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

1 開示請求の状況

請求件数 1,477件

(1) 請求承諾件数 1,171件

ア 開示 702件

イ 部分開示 469件

(2) 請求拒否件数 176件

(3) 取下げ件数 130件

2 審査請求の状況

(1) 審査請求件数 14件

(2) 審査請求に係る処理状況

ア 裁決件数 5件

(ア) 現年度分 0件

(イ) 過年度分 5件

イ 審査会へ諮問中件数 6件

(ア) 現年度分 3件

(イ) 過年度分 3件

ウ 審査会への諮問前件数 1件

(ア) 現年度分 1件

(イ) 過年度分 0件

エ 取下げ件数 13件

(ア) 現年度分 10件

(イ) 過年度分

3件

川崎市告示第297号

川崎市個人情報保護条例第41条の規定による運営状況の公表について

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第41条第1項の規定により、次のとおり運営状況を公表します。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

1 ファイルの届出件数 31件

(1) 開始届出件数 3件

(2) 変更届出件数 27件

(3) 廃止届出件数 1件

2 業務届出書の届出件数 1件

開始届出件数 1件

3 開示請求等の状況

請求件数 364件

(1) 開示請求件数 360件

ア 請求承諾件数 288件

(ア) 開示 155件

(イ) 部分開示 133件

イ 請求拒否件数 68件

ウ 取下げ件数 4件

(2) 訂正請求件数 2件

ア 請求承諾件数 2件

(ア) 全部承諾 1件

(イ) 一部承諾 1件

イ 請求拒否件数 0件

(3) 利用の停止請求件数 1件

請求拒否件数 1件

(4) 提供の停止請求件数 1件

請求拒否件数 1件

4 審査請求の状況

(1) 審査請求件数 7件

(2) 審査請求に係る処理状況

ア 裁決件数 7件

(ア) 現年度分 0件

(イ) 過年度分 7件

イ 審査会へ諮問中件数 7件

(ア) 現年度分 5件

(イ) 過年度分 2件

ウ 審査会への諮問前件数 2件

(ア) 現年度分 2件

(イ) 過年度分 0件

エ 取下げ件数 0件

(ア) 現年度分 0件

(イ) 過年度分 0件



5 苦情処理の状況  
苦情処理件数 10件

**川崎市告示第298号**

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例  
第11条の規定による運営状況の公表について  
川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年  
川崎市条例第2号)第11条第1項の規定により、次のと  
おり運営状況を公表します。

令和3年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1 審議会等の数       | 200会議  |
| (1) 公開とした会議    | 80会議   |
| (2) 一部非公開とした会議 | 38会議   |
| (3) 非公開とした会議   | 31会議   |
| 2 会議の開催数       | 1,562回 |
| (1) 公開とした会議    | 388回   |
| (2) 一部非公開とした会議 | 43回    |
| (3) 非公開とした会議   | 1,131回 |
| 3 傍聴人の数        | 178人   |

**川崎市告示第299号**

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第  
2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模  
等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改  
正し、令和3年6月1日から適用する。

令和3年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

別表14ふ頭用地の表中

「

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島(川崎コンテナふ頭用地を除く。)	平方メートル 2,511,347

」

を

「

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島(川崎コンテナふ頭用地を除く。)	平方メートル 2,507,461

」

に改める。

**川崎市告示第300号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1  
項の規定により、地縁による団体として認可しましたの  
で、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 名称  
南幸町一丁目都町町内会
- 規約に定める目的  
会員相互の親睦を図り隣保連帯の精神に基ずく町内の発展と安全、福祉の昂揚を計ること、そして、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 区域  
川崎市幸区南幸町1丁目及び都町の一部
- 主たる事務所の所在地  
川崎市幸区南幸町1丁目45番13号
- 代表者の氏名及び住所  
滝澤 富士子  
川崎市幸区南幸町1丁目45番13号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 代理人の有無  
なし
- 規約に解散の事由を定めたときはその理由  
なし
- 認可年月日  
令和3年5月31日

**公 告**

**川崎市公告第582号**

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告しま  
す。

令和3年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 件名  
川崎市要介護認定業務委託
- 履行期間  
契約日から令和4年3月31日
- 履行場所  
川崎区役所 高齢・障害課付近  
川崎市川崎区東田町8番地 ほか
- 事業概要  
川崎市要介護認定業務委託
- 契約上限額

28,828,800円(消費税及び地方消費税を含む)

6 参加資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に記載されていること。
- (4) 3年度以内に国又は地方公共団体から本業務と同様の業務(要介護認定委託業務)の受託実績があり、運用実績を1年以上有していること。
- (5) 個人情報の取扱いに係るプライバシーマーク及びI SMS認証を取得していること。
- (6) この調達内容について確実に履行することができること。

7 参加資格の確認

(1) 提出場所

〒212-013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課  
電話:044-200-2455  
FAX:044-200-3926  
電子メール:40kaigo@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和3年5月19日(水)から令和3年5月28日(金)  
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで(土、日を除く)

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書(様式あり)
- イ 実績表(様式あり)
- ウ 取得規格認証書の写し
- エ 類似の契約実績を証する書類

(4) 提出方法

持参又は郵送  
(郵送の場合は宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とする。)  
郵送の場合の宛先  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市健康福祉局介護保険課認定係

(5) 参加資格確認審査

参加資格の審査結果は文書(電子メール)にて、令和3年6月2日(水)までに通知する。

8 質問書の提出

(1) 照会窓口

7(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和3年6月2日(水)から令和3年6月4日

(金)午後5時まで

(3) 質問受付方法

「質問書」(様式あり)により電子メールにて提出  
電子メール 40kaigo@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和3年6月10日(木)までに参加資格を有するすべての事業者へ文書(電子メール)にて送付

9 提案書等の提出

(1) 提出場所

7(1)と同じ

(2) 提出期間

令和3年6月11日(金)から令和3年6月16日(水)  
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで(土、日を除く)

(3) 提出書類

- ア 提案書(様式あり)
- イ 要件確認書(様式あり)
- ウ 見積書

(4) 提出方法

持参又は郵送  
(郵送の場合は宛先を次のとおりとし、受付期間内に必着とする。)  
郵送の場合の宛先  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市健康福祉局介護保険課認定係

10 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを実施するので、提案参加業者は出席すること。プレゼンテーションの開催日時、開催場所及び発表時間については、提案参加業者に令和3年6月中旬までに電子メールにて通知する。

11 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定にあたっては、川崎市要介護認定業務委託事業者選定審査委員会設置要綱に基づき設置する川崎市要介護認定業務委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において評価を行う。審査委員会では、「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査し、総合評価点数が高い者を委託予定業者として決定する。ただし、総合評価点数が満点の60%に満たない場合は、不合格とする場合がある。

(2) 総合評価点数が同点の場合

次の優先順位で委託予定業者を決定する。

(ア) プレゼンテーションによる提案項目の合計点数が高い者

(イ) 出席委員の多数決

(ア)(イ)によっても同点の場合は、選定委

員会の委員長が決するものとする。

12 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウンロード（「提案書等作成要領」及び「仕様書」も同様にダウンロード可能）して作成すること。なお、提出された書類は返却しない。

(2) 提案書作成及び提出に関する費用負担

提案参加事業者の負担とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができる。

川崎市公告第583号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	多摩区内市道子母口宿河原線道路擁壁補修工事
	履行場所	川崎市多摩区長尾2丁目8番地先
	履行期限	契約の日から令和3年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年6月14日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高津高等学校体育館高天井照明設備等改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本3丁目11番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和4年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月14日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	殿町小学校空気調和その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区殿町1丁目17番19号
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月25日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年6月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港コンテナターミナル出入口ゲート塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履行期限	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年6月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名 教育会館受変電設備等改修工事
	履行場所 川崎市中原区下沼部1709番地4
	履行期限 契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>

参 加 資 格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年6月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	久末西住宅ほか8か所外灯改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久末23番地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和3年12月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件7)

競争入札に付する事項	件名	野川東住宅ほか4か所外灯改修工事
	履行場所	川崎市高津区東野川1丁目16番地内ほか
	履行期限	契約の日から令和3年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月14日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名	南平住宅ほか4か所外灯改修工事
	履行場所	川崎市宮前区南平台15番地内ほか
	履行期限	契約の日から令和3年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月14日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	



入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	中原消防団中原分団小杉班器具置場改築その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町1丁目940番地15
	履 行 期 限	契約の日から令和3年12月24日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評価値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月14日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 鷺沼小学校給食室増築その他工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区鷺沼2丁目1番地
	履 行 期 限 契約の日から令和4年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。</p> <p>なお、(10)の技術者（業種「建築」）との兼任を可とします。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年6月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第584号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年5月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所
麻生区岡上 字目正寺1121	田	735	山田 宏樹 山田 多久也	川崎市麻生区岡上 315-1-205 川崎市麻生区岡上153	賃借権	水田	令和3年 6月1日	令和6年 5月31日	円 10,000	毎年12月末日までに貸手へ直接支払う	山田 邦夫	川崎市麻生区 岡上227

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

## (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

## (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

## 2-2 特記事項

## (1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第585号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和3年6月7日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

令和3年5月21日

川崎市長 福田 紀 彦

種類	登録番号	場所
小型二輪車 ヤマハ マジスティ 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島 94番1
原動機付自転車 ホンダ クレアスクーパー 白	登録番号 不明 車台番号 AF55-1011713	川崎市川崎区東扇島 12番2

川崎市公告第586号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和3年度事業系ごみ組成調査及び家庭系食品ロス実態調査等業務委託
- (2) 履行場所 堤根処理センター(川崎市川崎区堤根52番地)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年9月30日まで
- (4) 業務内容

市内から発生する事業系ごみの組成及び家庭系食品ロスの排出状況などを把握し、その排出実態を分析することにより、今後の廃棄物処理事業の基礎資料とするものである。

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に登録していること。

(3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」から競争参加申込書をダウンロードすること。また、入札に参加を希望するものは、(4)の書類を提出すること。

(1) 提出場所 川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当(第3庁舎15階)

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-3721

F A X 044-200-3923

メール 30haise@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間 令和3年5月25日から令和3年5月31日まで

(土・日及び祝日を除く9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 提出方法

上記提出期間内に郵送(5月31日必着)、持参、又はメール

(4) 添付書類

ア 競争参加申込書

イ 上記2(3)の契約内容を確認できる契約書又は仕様書等の写し

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められたものには、競争参加資格確認通知書を令和3年6月2日に交付する。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信する。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和3年6月2日

10時から17時まで(12時から13時までは除く。)

5 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所  
上記3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間  
令和3年6月2日から令和3年6月9日まで  
(土・日及び祝日を除く9時から12時まで及び13時から17時まで)
- (3) 問い合わせ方法  
入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出すること。
- (4) 質問受付方法  
持参、電子メールによる。  
アドレス 30haise@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法  
令和3年6月11日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メール)で送付する。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しない。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
- (2) 入札の日時 令和3年6月15日 14時00分
- (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時 上記7(2)と同じ
- (6) 開札の場所 上記7(3)と同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思が無い者とみなす。)
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とする。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できる。

9 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)と同じ。

川崎市公告第587号

等々力緑地みどりのモニュメント設置管理業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案の概要

- (1) 件名  
等々力緑地みどりのモニュメント設置管理業務委託
- (2) 目的  
等々力緑地(等々力陸上競技場及び補助競技場)は、東京2020大会 英国代表チーム事前キャンプ地として活用されることから、英国代表チームへの緑によるおもてなしや市民に英国への親しみを感じてもらう機会を創出するため、等々力緑地に花壇や英国庭園等を設置し、維持管理を行うものである。
- (3) 業務内容  
ア 等々力陸上競技場エントランスへの花壇の設置・維持管理・撤去  
(ア) 概要  
事前キャンプ期間中に英国選手や関係者が毎日入場するメインエントランスに立体的な花壇を設置、維持管理、撤去すること。維持管理については、日常的な水やりや花壇の植替えを含むものとし、設置期間中の見栄えを保つこと。  
(イ) 設置場所  
等々力陸上競技場(川崎市中原区等々力1-1)管理用車両出入り口周辺  
(ウ) 設置期間  
令和3年6月30日(水)～9月2日(木)  
(エ) 設置の大きさ及び数量  
高さ2.5m×幅5m 1箇所  
(オ) 花壇の内容  
一年草程度 500鉢  
緑と花により祝祭感のある見栄えとすること。  
(カ) 文字パネル  
花壇の中に、英国代表チームを応援する文字を設置すること。文字は、植物による配色による作成もしくは、文字パネルを作成する手法どちらも可能とする。  
イ 等々力陸上競技場前広場(芝生地)の英国庭園等の設置・維持管理・撤去  
(ア) 概要  
公園利用者が、陸上競技場を訪れた際に記念写真を撮れる撮影スポットとして、フォトスポッ

トパネル及び英国庭園を設置、維持管理、撤去をすること。維持管理については、日常的な水やりや花壇の植替えを含むものとし、設置期間中の見栄えを保つこと。現地は、芝生地となっていることから、芝生を活用し、植栽を追加することで、英国庭園とすること。なお、撤去の際には、野芝で復旧すること。なお、水やりなどの作業については、市が募集している市民ボランティアと協働で実施すること。

## (イ) 設置場所

等々力陸上競技場（川崎市中原区等々力1-1）前の広場の芝生地

## (ウ) 設置期間

令和3年7月14日（水）～9月2日（木）

## (エ) 庭園設置の大きさ

20㎡

芝生と花壇により、英国感のある庭園とすること。

## (オ) 花壇の内容

庭園のうち10㎡程度に英国庭園となるよう植栽すること

## (カ) フォトスポットパネル

「東京2020大会 英国代表チーム事前キャンプ地 等々力緑地」の文字を記載したPRパネルを作成し、英国庭園内に設置すること。

## ウ 中央園路へのフラワーポット設置・維持管理・撤去

## (ア) 概要

事前キャンプ地として使用される陸上競技場と補助競技場をつなぐ中央園路のグリーンベルトにフラワーポットを設置、維持管理、撤去をすること。維持管理については、日常的な水やりや花壇の植替えを含むものとし、設置期間中の見栄えを保つこと。なお、水やりなどの作業については、市が募集している市民ボランティアと協働で実施すること。

## (イ) 設置場所

中央園路グリーンベルト

## (ウ) 設置期間

令和3年6月30日（水）～9月2日（木）

## (エ) フラワーポットの設置数

28箇所

## (オ) フラワーポットの内容

1m～1.5m程度の立ち上がりとし、1年草を使用すること。

## (4) 履行期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

## (5) 履行場所

川崎市中原区等々力1-1  
等々力陸上競技場及び周辺

## (6) 事業委託料

7,315,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

## 2 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。

(4) 応募期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「30 除草、せんてい等樹木管理」のうち、種目「01 樹木管理」かつ業種「99 その他の業務」のうち、種目「01 催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されている者。

(5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者であること。

(6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

(7) 過去5年の間に、国または地方公共団体等において、全国都市緑化フェアなどのイベントの開催に合わせてみどりを活用したモニュメントの設置やその維持管理を受託した業務実績があること。（履行が完了していること。）

## 3 担当部署及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室 鈴木  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパークビル 17階  
電 話 044-200-2408（直通）  
F A X 044-200-3973  
電子メール [53todose@city.kawasaki.jp](mailto:53todose@city.kawasaki.jp)

## 4 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内容	期間等
仕様書・実施要領等の公表	令和3年5月7日(金)
参加意向申出書等の提出期間	令和3年5月7日(金)から令和3年5月14日(金)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
質問書の受付	令和3年5月7日(金)から令和3年5月17日(月)午後5時まで
参加資格確認結果通知発送	令和3年5月18日(火)
質問書に対する回答	令和3年5月19日(水)
企画提案書受付	令和3年5月18日(火)から令和3年5月25日(火)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
書類審査	令和3年5月26日(水)から令和3年5月28日(金)まで ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。
ヒアリング審査(予定)	令和3年5月31日(月)
選定結果の通知(予定)	令和3年6月4日(金)
業務委託契約締結(予定)	令和3年6月7日(月)

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により次の資料(各1部)を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書(本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記3の等々力緑地再編整備室担当あてお問い合わせください。)

(イ) 誓約書(上記2に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。)

(ウ) 過去5年の間に、国または地方公共団体等において、全国都市緑化フェアなどのイベントの開催に合わせてみどりを活用したモニメントの設置やその維持管理業務の履行が完了していることを証する書類

イ 提出期間

令和3年5月18日(火)から令和3年5月25日(火)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(郵送の場合は令和3年5月25日(火)午後5時までに必着)

ウ 提出先

3に同じ

(3) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和3年5月7日(金)から令和3年5月17日(月)

午後5時までの期間に、上記3の等々力緑地再編整備室担当あて電子メール(添付

文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4版縦・横書き)で送付してください。

回答は令和3年5月19日(水)に、全ての参加事業者に対し電子メールにて回答いたします。

(4) 参加資格確認結果通知の発送

令和3年5月18日(火)に、参加意向申出書の提出者あて、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類提出要請書も併せて郵送します。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

令和3年5月18日(火)から令和3年5月25日(火)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(郵送の場合は令和3年5月25日(火)午後5時までに必着)

イ 提出先

3に同じ

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書

(ウ) 実施体制及び配置予定人員

(エ) 過去の実績(過去5年の間に、国または地方公共団体等において、全国都市緑化フェアなどのイベントの開催に合わせてみどりを活用したモニメントの設置やその維持管理業務の履行が完了していることを証する書類)

エ 注意事項

(ア) 提出書類は、正1部と副10部をそれぞれ製本し、提出してください。

(イ) 用紙はA4版縦・横書きとし、左上1か所で綴じてください。

(ウ) 提出された提案書類は返却しません。

(エ) 提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。

(オ) 提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りませ



ん。

(カ) 提出後、当市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

5 審査方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書類の審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。

書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。

また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

選定評価委員会において、提案内容を説明（プレゼンテーション）していただきます。

ア 日時（予定）

令和3年5月31日（月）

時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 場所（予定）

川崎駅前タワー・リパークビル17階会議室

川崎市川崎区駅前本町12番地1

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、15分程度で提案説明を、その後10分程度で質疑応答を行っていただきます。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につき3名以内とします。

(4) 選定結果の通知（予定）

令和3年6月4日（金）

(5) 選考基準及び順位の確定方法

ア 次に定める選考基準に基づき、「プロポーザル評価委員会設置要領」に基づき評価委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を行う。

(ア) 事業実施体制

企画提案書全体を通じて、当該業務を実施するための十分な体制が取られているか。

(イ) 事業における配置予定人数

事業を十分に理解し、専門的な知識、経歴を有した人員を適正に配置されているか。

(ウ) 同種、関連業務及び類似業務の実施実績

本市、他の公共団体において、イベント時等の緑化施設の企画・設置・維持管理を一貫して行う業務を実施したことがあるか。

(エ) 花壇及び英国庭園等の提案内容

夏期における気象条件を考慮した植栽計画と

なっているか。また、英国庭園をイメージした植栽計画となっているか。

(オ) ヒアリング

設置期間において、継続した維持管理体制を構築できるか、また、どのような点に配慮して植栽の維持管理を行う計画としているか。

イ 採点方法

(ア) 配点

選考基準に基づく評価項目を設定し、100点満点とする。各委員は、事業者ごとに選考基準に基づく評価採点表に点数を入れる。事業者ごとに最高得点と最低得点の委員の点数を除外したうえで、残りの委員の点数を合計したものをその事業者の合計得点とする。

(イ) 各配点の考え方

各項目の評価は、5点または10点を満点とした次表の5段階評価とする。

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点	10点	8点	6点	4点	2点
	5点	4点	3点	2点	1点

(選考基準のうち、(ウ) 同種、関連業務及び類似業務の実績については、会社の実績及び配置技術者の実績それぞれ5点満点とする。)

(ウ) 基準点

合計計点の60%以上の得点である300点以上とする。

ウ 順位の確定方法

各委員の合計点を提案業者ごとに集計し、最も高い合計点を獲得した業者を契約先として選定する。当該集計において、最も高い合計得点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次のア～ウの選考過程により最終順位を確定し、選定業者とする。なお、提案業者が1業者のみの場合については、基準点を満たした場合に選定業者とする。

(ア) 選考基準(エ)「花壇及び英国庭園等の提案内容」の合計点が最も高い業者

(イ) アに該当する業者が複数ある場合、経費見積額が最も低い業者

(ウ) 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した業者

6 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

(1) 「2参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき

- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき
- 7 その他留意事項
  - (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
  - (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (3) 契約前に、東京2020オリンピック競技大会が中止となった際には、契約を結ばないものとし、契約後に中止になった場合には、業務内容について市と協議すること。

川崎市公告第588号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 件名
 

川崎市立看護大学ホームページ作製業務及び保守管理業務委託
- 2 履行期間
 

契約締結日から令和4年3月31日
- 3 履行場所
 

川崎市幸区小倉4-30-1  
川崎市立看護短期大学
- 4 事業概要
 

川崎市立看護大学ホームページ作製業務及び保守管理業務委託業務
- 5 契約上限額
 

10,051,800円(消費税及び地方消費税を除く)
- 6 参加資格
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目に登録されている者(業種コード:99その他業務 種目コード:99その他業務)
  - (4) 5年度以内に国、地方公共団体、又は大学から本業務と同様の業務(ホームページ及び動画制作)の受託実績を有していること。
  - (5) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)を取得していること。
  - (6) この調達内容について確実に履行することができること。
- 7 参加資格の確認
  - (1) 提出場所
 

〒212-0054 川崎市幸区小倉4-30-1  
川崎市立看護短期大学事務局

看護大学設置準備担当  
電話:044-587-3534  
FAX:044-587-3506  
電子メール:40kkangoj@city.kawasaki.jp

- (2) 提出期間
 

令和3年5月25日(火)から令和3年5月31日(水)  
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで(土、日を除く)
- (3) 提出書類
  - ア 参加意向申出書(様式あり)
  - イ 取得規格認証書の写し
  - ウ 類似の契約実績を証する書類
- (4) 提出方法
 

持参又は郵送(郵送の場合は提出期間内必着)
- (5) 参加資格確認審査
 

参加資格の審査結果は文書(電子メール)にて、令和3年6月2日(水)までに通知する。
- 8 質問書の提出
  - (1) 照会窓口
 

7(1)と同じ
  - (2) 質問受付期間
 

令和3年6月2日(水)から令和3年6月9日(水)午後5時まで
  - (3) 質問受付方法
 

「質問書」(様式あり)により電子メールにて提出  
電子メール 40kkangoj@city.kawasaki.jp
  - (4) 回答方法
 

令和3年6月11日(金)までに参加資格を有するすべての事業者に文書(電子メール)にて送付
- 9 提案書等の提出
  - (1) 提出場所
 

7(1)と同じ
  - (2) 提出期間
 

令和3年6月11日(金)から令和3年6月15日(火)  
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで(土、日を除く)
  - (3) 提出書類
    - ア 提案書(様式あり)
    - イ 見積書
  - (4) 提出方法
 

持参又は郵送(郵送の場合は提出期間内必着)
- 10 プレゼンテーションの実施
 

プレゼンテーションを実施するので、提案参加業者は出席すること。プレゼンテーションの開催日時、開催場所及び発表時間については、提案参加業者に令和3年6月中下旬までに電子メールにて通知する。

11 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定にあたっては、川崎市立看護大学ホームページ作製業務及び保守管理業務委託事業者選定審査委員会設置要綱に基づき設置する川崎市立看護大学ホームページ作製業務及び保守管理業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行う。審査委員会では、「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査し、総合評価点数が高い者を委託予定業者として決定する。ただし、総合評価点数が満点の60%に満たない場合は、不合格とする場合がある。

(2) 総合評価点数が同点の場合

次の優先順位で委託予定業者を決定する。

(ア) プレゼンテーションによる提案項目の合計点数が高い者

(イ) 出席委員の多数決

(ア)(イ)によっても同点の場合は、選定委員会の委員長が決するものとする。

12 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウンロード（「提案書等作成要領」及び「仕様書」も同様にダウンロード可能）して作成すること。なお、提出された書類は返却しない。

(2) 提案書作成及び提出に関する費用負担

提案参加事業者の負担とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができる。

川崎市公告第589号

入札公告（役務）

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

PCB廃棄物掘り起こし調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月11日まで

(4) 業務概要

PCB廃棄物掘り起こし対象者データの精査、クレンジング及び調査対象事業者への調査票の郵送、現地配布及び電話オペレーターを含む集計等に関する業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に規定する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3年・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(4) 過去5年間（平成28～令和2年度）の期間に、本市又は他官公庁において、PCB廃棄物掘り起こしに関する業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4  
環境局生活環境部廃棄物指導課  
(川崎市役所第3庁舎16階)

担当：木村・藤井

電話044-200-0158・0159（直通）

(2) 配布・提出、閲覧期間

令和3年5月25日（火）から令和3年6月1日（火）

9時から17時まで（土曜日、日曜日、休日及び12時から13時の間は除く）

(3) 提出方法

持参（持参以外は無効とします）

4 競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等を令和3年6月9日（水）までに交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来て

ください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月9日(水)9時から17時まで(12時から13時は除く)

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

(1) 質問受付期間

令和3年6月9日(水)から令和3年6月14日(月)

9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(2) 質問の様式

競争参加有資格確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール及びFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 30haiki@city.kawasaki.jp

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-0158・0159

(4) 回答方法

令和3年6月16日(水)に全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

令和3年6月21日(月)15時30分

(3) 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室  
(川崎市川崎区東田町5番地4)

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要

ア 川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第590号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

男女共同参画センター受変電設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

(3) 履行期間

契約日から令和4年1月21日まで

(4) 業務概要

男女共同参画センターに設置されている変圧器、真空電磁接触器、コンデンサ、リアクトル等の部品交換、及び、試運転調整等を行う。

また、機器収容箱の錆止め塗装、及び耐候性塗装を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者であること。
  - (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。
  - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
  - (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒210-0007  
川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル9階  
市民文化局人権・男女共同参画室  
電 話 044-200-2300(直通)  
F A X 044-200-3914  
E-mail 25danjo@city.kawasaki.jp
  - (2) 配布・提出期間  
令和3年5月25日(火)から令和3年5月31日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)
  - (3) 提出方法  
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会  
実施しません。
  - (2) 入札説明書の交付  
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交

付します。

- (1) 日時  
令和3年6月3日(木) 午後1時から午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
  - (2) 場所  
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先  
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
  - (2) 質問受付期間  
令和3年6月3日(木)から令和3年6月9日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
  - (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
  - (4) 質問受付方法  
持参、電子メール又はF A Xによります。  
ア 電子メール 25danjo@city.kawasaki.jp  
イ F A X 044-200-3914
  - (5) 回答方法  
令和3年6月14日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 現地調査
- (1) 現地調査期間  
令和3年6月16日(水)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
  - (2) 現地調査の方法  
現地調査を希望される場合は、必ず事前に現地調査を希望する旨の連絡を電話にて連絡してください。電話連絡ない場合の現地調査はできません。なお、時間帯は双方の調整により決定するため、必ずしも希望の時間帯に行えるものではありません。
- 8 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年6月23日（水）午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先で閲覧することができます。

11 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該

当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます

川崎市公告第592号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度公共事業労務費調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期限 令和4年1月31日限り
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「市場調査」で登録されていること。
- (4) 過去5年以内に本市又は他官公庁において公共事業労務費調査業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格の確認申請をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパーク17階

建設緑政局総務部技術監理課 担当 柏木

電話 044-200-2791（直通）

FAX 044-200-3973

電子メールアドレス 53gikan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年5月25日(火)から令和3年6月1日(火)まで  
(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書  
イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、審査を経て入札参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和3年6月8日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年6月8日(火)から令和3年6月11日(金)まで(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に記載するFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際には、その旨担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和3年6月17日(木)までに、全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。  
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類に

ついて虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本契約に要する経費総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載の上、持参してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月22日(火) 14時00分

イ 場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパーク17階  
建設緑政局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金 免除  
(2) 前払金 無  
(3) 契約書作成の要否 要  
(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。  
(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。  
(3) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第593号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度川崎市ごみゼロカフェ事業  
運営業務委託

- (2) 履行場所 環境局生活環境部減量推進課他  
 (3) 履行期限 契約締結日から令和4年3月31日まで  
 (4) 業務概要

ごみゼロカフェは、ごみ減量に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、自由に意見交換を行う新たな市民参加の取組であり、本業務委託は、このごみゼロカフェを円滑に実施するための企画運営をするものである。

## 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。  
 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。  
 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。  
 (4) 本市又は他官公庁において、「環境に関連するコンサルティング業務」、「ワークショップ業務」、「イベントの企画運營業務」のいずれか、又はこれに類似する業務の契約実績(元請に限る。)を平成31年4月1日以降に有すること。

## 3 入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

### (1) 配付・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

川崎市環境局 生活環境部 減量推進課

(担当) 今村

電話番号 044-200-2580

FAX 044-200-3923

電子メール 30genryo@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

### (2) 配付・提出期間

令和3年5月25日(火)午前9時から令和3年6月1日(火)午後5時まで

### (3) 提出書類

次の書類を各一部作成し提出してください。

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

### (4) 提出方法

持参とします。

(持参以外は無効とします)

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、競争参加資格確認通知書を、また競争参加資格があると認められた者には、これに加えて入札説明書及び仕様書を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和3年6月4日(金)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

## 5 仕様書等に関する質問・回答

### (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

#### ア 問い合わせ先

3(1)と同じ

#### イ 質問受付期間

令和3年6月3日(木)から令和3年6月7日(月)午後5時まで

#### ウ 質問書の様式

所定の質問書により、提出してください。

#### エ 質問書の提出方法

FAX又は電子メールに限ります。

FAX 044-200-3923

電子メール 30genryo@city.kawasaki.jp

### (2) 回答

#### ア 回答日

令和3年6月10日(木)までに回答します。

#### イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し



てください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

- (2) 入札・開札の日時  
令和3年6月17日（木） 午前11時
- (3) 入札・開札の場所  
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室（川崎市川崎区東田町5番地4）
- (4) 入札書の提出方法  
持参とします。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。  
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第594号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
令和3年度生活習慣病重症化予防事業対象者リス

ト作成業務委託

- (2) 履行場所  
川崎市健康福祉局保健所健康増進課、川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課及び受注者事業所内等
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 委託概要  
「令和3年度生活習慣病重症化予防事業対象者リスト作成業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（地方自治法施行令第167条の4参照）
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。
- (4) 本市又は他官公庁において類似の契約実績（元請に限る。）を平成31年4月1日以降に有すること。
- (5) プライバシーマーク及びISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を取得していること。

3 一般競争入札参加申込書等の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類、2(5)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

- (1) 配付・提出場所  
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階  
川崎市健康福祉局保健所健康増進課（担当 和田）  
電 話 044-200-3426（直通）  
F A X 044-200-3986  
E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp
- (2) 配付・提出期間  
令和3年5月25日（火）から令和3年6月1日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 提出書類  
ア 一般競争入札参加申込書  
イ 上記2(4)を証する契約実績書類（契約書の写し等）  
ウ プライバシーマーク及びISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を取得していることを証す

る登録証の写し(有効期限内のもの)

(4) 提出方法

持参によるものとし、郵送は認めません。

(5) その他

仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配付も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和3年6月4日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和3年6月4日(金)の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。

5 仕様書等に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和3年6月4日(金)から令和3年6月8日(火)まで  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号宛て送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3

(1)の担当宛て電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和3年6月10日(木)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求めら

れたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及びその他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和3年6月14日(月)午後2時00分

イ 入札場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階  
ソリッド12D会議室

(2) 入札方法

ア 入札は、所定の入札書をもって行います。

イ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

ウ 代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。

エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を1回、計2回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行うことがあります。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時

8(1)アと同じ

(6) 開札の場所

8(1)イと同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち

合わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第595号

入 札 公 告

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎港海底トンネル排水施設浚渫業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町及び東扇島地内

(3) 履行期間

契約日から令和3年9月30日まで

(4) 業務概要

海底トンネル内に雨水等と共に流入する土砂の分離効果を向上させ、排水施設(水中ポンプ)の故障等による障害を防止し、施設を良好に維持するため、川崎港海底トンネル内の排水施設を浚渫清掃して、汚泥等の産業廃棄物を収集し、保管場所まで運搬するものです。

詳細については、「川崎港海底トンネル排水施設浚渫業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者

(4) 川崎市もしくは神奈川県より、汚泥の収集運搬許可を受けていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和3年5月25日(火)から令和3年6月1日(火)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(汚泥を含む)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和3年5月25日(火)から令和3年6月1日(火)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年6月7日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年6月7日(月)までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年6月8日(火)午前9時から令和3年6月10日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和3年6月18日(金)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年6月25日(金) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第596号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 件名 川崎市立学校消防設備等保守点検業務委託(Aブロック)

2 履行場所 川崎市立学校

3 履行期間 令和4年3月31日まで

4 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎市立学校55校に設置されている消防設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検業務を行うものである。  
※詳細は仕様書によります。

## 5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、希望種目「消火設備保守点検」に記載されていること。
- (6) 平成29年度以降で本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績があること。
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

## 6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

- (1) 提出物
  - ア 一般競争入札参加申込書
  - イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の写し
- (2) 提出方法
 

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 提出期間
 

令和3年5月25日(火)～令和3年5月31日(月)まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。  
平日は9時00分～12時まで、13時～17時までとします。
- (4) 提出場所
 

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階  
教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
管理担当 小杉  
電話 044-200-3270

## 7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。

- (1) 閲覧期間 6(3)と同じ
- (2) 閲覧場所 6(4)と同じ

## 8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

## 9 質問書の受付・回答

- (1) 問合せ先
 

6(4)と同じ
- (2) 質問受付期間
 

令和3年6月3日(木)から令和3年6月9日(水)まで

9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (3) 質問書の様式
 

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。
- (4) 質問受付方法
 

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。
- (5) 回答方法
 

令和3年6月11日(金)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

## 10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和3年6月1日(火)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

## 11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 12 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和3年6月15日(火)  
14時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番4号  
川崎市役所第3庁舎15階第2  
会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効としま  
す。)
- (5) 入札保証金 免除

13 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効  
な入札を行った者を落札者とします。ただし、その  
者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う  
場合があります。

(2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入  
札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札  
の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競  
争入札参加者心得等は入札情  
報かわさきの「契約関係規  
定」から閲覧できます。

15 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎  
市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定める  
ところによります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条  
例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約  
に該当します。

川崎市公告第597号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 件名 川崎市立学校消防設備等保守点検業務委  
託(Bブロック)
- 2 履行場所 川崎市立学校
- 3 履行期間 令和4年3月31日まで
- 4 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同  
法施行規則第31条の6の規定に基づき、

川崎市立学校56校に設置されている消防  
設備の機能を正常に維持するために必要  
な保守点検業務を行うものである。

※詳細は仕様書によります。

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて  
満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に  
地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関  
する法律」第2条第1項各号による中小企業者であ  
ること。
- (5) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委  
託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、希望種  
目「消火設備保守点検」に登録されていること。
- (6) 平成29年度以降で本市又はその他の官公庁におい  
て、類似委託業務の契約実績があること。
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しない  
こと。

6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等  
に関し、説明を求められたときはこれに応じなければ  
なりません。

(1) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の  
写し

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ  
「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧く  
ださい。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布し  
ています。また、「入札公表詳細」から競争入札参  
加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は  
認めません。

(3) 提出期間

令和3年5月25日(火)～令和3年5月31日(月)  
まで

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。  
平日は9時00分～12時まで、13時～17時までと  
します。

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
管理担当 小杉  
電話 044-200-3270

#### 7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、  
8により取得して閲覧することもできます。

- (1) 閲覧期間 6(3)と同じ
- (2) 閲覧場所 6(4)と同じ

#### 8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

#### 9 質問書の受付・回答

- (1) 問合せ先  
6(4)に同じ
- (2) 質問受付期間  
令和3年6月3日(木)から令和3年6月9日(水)まで  
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (3) 質問書の様式  
質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。
- (4) 質問受付方法  
電子メール又はFAXによります。  
ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3679  
また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。

#### (5) 回答方法

令和3年6月11日(金)までに、本社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

#### 10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和3年6月1日(火)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

#### 11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 12 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和3年6月15日(火)  
14時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番4号  
川崎市役所第3庁舎15階第2会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除

#### 13 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

#### 14 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

#### 15 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

#### 川崎市公告第598号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件 名 川崎市立学校消防設備等保守点検業務委託(Cブロック)

- 2 履行場所 川崎市立学校
- 3 履行期間 令和4年3月31日まで
- 4 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎市立学校53校に設置されている消防設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検業務を行うものである。  
※詳細は仕様書によります。
- 5 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、希望種目「消火設備保守点検」に記載されていること。
- (6) 平成29年度以降で本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績があること。
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- 6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間  
この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
- (1) 提出物  
ア 一般競争入札参加申込書  
イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の写し
- (2) 提出方法  
提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。  
競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。  
なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 提出期間  
令和3年5月25日(火)～令和3年5月31日(月)まで  
※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
- 平日は9時00分～12時まで、13時～17時までとします。
- (4) 提出場所  
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階  
教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
管理担当 小杉  
電話 044-200-3270
- 7 仕様書の閲覧  
次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。
- (1) 閲覧期間 6(3)と同じ  
(2) 閲覧場所 6(4)と同じ
- 8 仕様書の取得  
本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。
- 9 質問書の受付・回答
- (1) 問合せ先  
6(4)と同じ
- (2) 質問受付期間  
令和3年6月3日(木)から令和3年6月9日(水)まで  
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (3) 質問書の様式  
質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。
- (4) 質問受付方法  
電子メール又はFAXによります。  
ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3679  
また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。
- (5) 回答方法  
令和3年6月11日(金)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。  
なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。
- 10 確認通知書の交付  
競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和3年6月1日(火)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
- 11 競争入札参加資格の喪失



競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 12 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和3年6月15日(火)  
14時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番4号  
川崎市役所第3庁舎15階第2  
会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除

#### 13 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

#### 14 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

#### 15 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

#### 川崎市公告第599号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 プール改修工事に伴う民間スイミングスクールを活用した水泳学習事業委託
- (2) 履行場所 受注者所有施設(宮前区内)
- (3) 履行期間 令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」または「準市内」、業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成23年以降の小学生を対象とした類似の水泳指導等の契約実績があること。
- (5) 児童向けの水泳教室を安全かつ確実に実施する上で必要不可欠な設備や備品等(浮具・プールフロア等)を備え、1年以上の児童向けスクールの水泳指導実績及び指導者を有していること。
- (6) 川崎市立西有馬小学校の所在地である宮前区内で屋内温水プールの管理運営を行っていること。
- (7) 川崎市立西有馬小学校から受託者が所有するプール施設までで歩行距離が1km以内であること。(安全かつ効率的な経路とする。)

#### 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

##### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(5)に関する資料

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

##### (2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

ださい。

一般競争入札参加資格確認申請書等は、令和3年5月25日(火)～令和3年5月31日(月)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

### (3) 提出期間

令和3年5月25日(火)～令和3年6月1日(火)  
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

### (4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室  
明治安田生命ビル5階  
電話：044-200-3057(施設整備担当 永瀬)

## 4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得し閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 令和3年5月25日(火)～令和3年5月31日(月)

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

## 5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

## 6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和3年5月25日(火)～令和3年6月3日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和3年6月4日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 7 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を6月2日(水)迄に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

## 8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和3年6月8日(火)午前10時30分

(3) 入札・開札の場所 第4庁舎4階第3会議室(川崎区宮本町3番地3)

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

## 10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格(総額)を定めます。当該予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

## 11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

## 12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

### 川崎市公告第600号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和3年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件名  
大島老人いこいの家他18箇所消防用設備等保守定期点検及び建築設備・建築物定期点検業務委託
- (2) 履行場所  
大島老人いこいの家他18箇所
- (3) 完了期限  
令和4年3月31日(木)限り
- (4) 業務概要  
詳細は入札説明書によります。
- 2 競争参加資格
- この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に記載されていること。
- (3) 一級建築士、二級建築士又は建築設備等検査員資格者証並びに防火設備検査員資格証の交付を受けている者を有すること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
川崎市役所健康福祉局  
長寿社会部高齢者在宅サービス課 岩本  
電話 044-200-2620(直通)
- F A X 044-200-3926  
E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
令和3年5月25日(火)から令和3年6月1日(火)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。
- (3) 提出方法  
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
- 上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (1) 日時  
令和3年6月4日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所  
3(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付  
入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市の公式ウェブサイトからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、川崎市の公式ウェブサイトから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。
- (4) 入札説明会  
実施しません。
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先  
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間  
令和3年5月25日(火)午前8時30分から令和3年6月7日(月)午後5時15分までとします。
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法  
電子メールによります。  
電子メール 40zaitak@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法  
令和3年6月9日(水) 全者に文書(電子メー

ル)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3926

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、大島老人いこいの家他18箇所消防用設備等保守定期点検及び建築設備・建築物定期点検業務委託にかかる費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して提出してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法、期間及び場所

ア 入札日時 令和3年6月18日（金） 午前10時

イ 入札書場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階 10C会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市の公式ウェブサイトの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第601号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 武蔵小杉駅周辺施設監視業務（その2）委託

(2) 履行場所 川崎市中原区新丸子東2丁目925番の24他

(3) 履行期限 令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」種目「機械警備」で登録されている者。

3 入札参加申込書及び仕様書の配布、入札参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出してください。

入札参加申込書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることができます。

(1) 提出場所

中原区下小田中2-9-1

中原区役所道路公園センター管理課

電話 044-788-2311

(2) 提出期間

令和3年5月25日(火)から令和3年5月31日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書の交付

入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、申込締切日後、競争入札参加資格確認通知書、入札説明書を令和3年6月4日(金)までに送付します。なお、令和3・4年度川崎市業者委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない場合にはFAXで送付します。

5 質問書の受付・回答

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しません。

(1) 質問受付期間

令和3年6月4日(金)から令和3年6月10日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

(2) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール、FAXによります。

なお、電子メール及びFAXを送信した際は、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡してください。

電子メール 65doukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-788-1106

(4) 質問の回答

令和3年6月15日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。

なお、川崎市業者委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない場合はFAXで送付します。

回答後の再質問は受付しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

次により執行します。

(1) 入札方法等

ア 入札参加者は、川崎市契約規則で定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印(押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。)入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時

令和3年6月22日(火)午前10時00分

イ 入札・開札の場所

中原区下小田中2-9-1

中原区役所道路公園センター会議室

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (4) 詳細は入札説明書によります。
- (5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第602号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

(案件1)

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年5月25日

川崎市長 福田紀彦

築造主	東京都府中市押立町2-17-12		
住所・氏名	百武 党平		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区宿河原五丁目1876-1、1876-7の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	20.09メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第201号	指 定 年月日	令和3年 5月25日	

川崎市公告第603号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月26日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名	高津区内市道野川柿生線舗装道補修（切削）工事
	履行場所	川崎市高津区下作延5丁目9番地先
	履行期限	契約の日から100日間
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</li> <li>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</li> <li>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</li> <li>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</li> <li>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</li> </ul>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年6月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道久末鷺沼線 (I) 舗装道補修 (打換) 工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋 3 丁目27番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者 (業種「舗装」) を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年6月9日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内平瀬川河床洗掘対策工事
	履 行 場 所	川崎市高津区上作延439-3番地先
	履 行 期 限	契約の日から170日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者 (業種「土木」) を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年6月9日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 川崎市新本庁舎復元棟新築空調和設備工事
	履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	履行期限 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年7月2日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。



(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎市新本庁舎復元棟新築衛生設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
	<p>契約条項を 示す場所等</p>
入札日時等	令和3年7月2日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 高津図書館衛生その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区溝口4丁目16番3号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年4月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
	<p>契約条項を示す場所等 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等 令和3年7月2日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金 免	
契約書作成 要	
入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	教育会館換気その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下沼部1709番地4
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
	契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年7月2日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件8)

競争入札に 付する事項	件名	小川町バス停留所上屋新築工事(第2期)
	履行場所	川崎市川崎区小川町20番1
	履行期限	契約の日から令和3年12月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月21日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件9)

競争入札に 付する事項	件名	加瀬クリーンセンター計量設備補修工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号
	履行期限	契約の日から令和3年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月16日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 五反田川放水路分流部管理棟新築工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区生田8丁目3585番3号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年5月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年7月2日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第604号

(仮称) 向ヶ丘遊園集合住宅・商業施設  
画に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第1項の規定により条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条第2項の規定により、

その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第19条に規定する事項について、次のとおり公告します。

令和3年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

条例見解書について

- 1 指定開発行為者
  - 所在地：東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
  - 名称：野村不動産株式会社
  - 代表者：住宅事業本部  
事業推進三部長 山田 岳人
- 2 指定開発行為の名称及び種類
  - (1) 名称  
(仮称) 向ヶ丘遊園集合住宅・商業施設計画
  - (2) 種類  
住宅団地の新設(第3種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域  
川崎市多摩区登戸2789
- 4 指定開発行為の目的及び内容
  - (1) 目的  
集合住宅、商業施設の新設
  - (2) 内容  
計画地面積：約11,588㎡  
延べ面積：約24,337㎡
- 5 事業の施行期間  
令和3年7月から令和6年3月
- 6 条例見解書の要旨
  - 第1章 指定開発行為の概要
  - 第2章 環境影響評価の経過
  - 第3章 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解
  - 第4章 関係地域の範囲
  - 資料編 意見書全文
- 7 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
  - (1) 期間  
令和3年5月27日(木)から令和3年6月10日(木)まで

土曜日、日曜日は除く。

- (2) 場所  
多摩区役所及び多摩区役所生田出張所並びに環境局環境対策部環境評価課(市役所第3庁舎15階)
- (3) 時間  
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第605号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区東生田四丁目9419番1  
1,303平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市高津区梶ヶ谷二丁目8番地23  
コーケン住宅販売株式会社  
代表取締役 井手 敏子
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和2年12月11日  
川崎市指令 ま宅審(イ)第89号

川崎市公告第606号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月28日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名 多摩区内道路清掃委託
	履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履行期限 令和4年3月15日限り
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</li> <li>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。</li> <li>(6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずが含まれていること)を受けている者。</li> <li>(7) 散水車、ロードスイーパー及び運搬車(ダンプトラック)を保有または調達することが可能な者。</li> </ul>

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年6月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</li> <li>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。</li> </ul> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御確認ください。</p>

### 川崎市公告第607号

等々力緑地再編整備事業に係る事業実施アドバイザー業務委託の業者選定に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 業務概要

##### (1) 件 名

等々力緑地再編整備事業に係る事業実施アドバイザー業務委託

##### (2) 目 的

等々力緑地再編整備事業について、「等々力緑地再編整備実施計画」(令和3年度改定予定)において位置付けられる「民間活力導入方針」に基づき事業を実施するにあたり、必要な諸手続に係る資料等の作成や事業者選定委員会の運営を支援するなど、等々力緑地再編整備事業の円滑な推進に向けたアドバイザー業務を行うもの。

##### (3) 業務内容

等々力緑地再編整備事業にかかる事業者決定に向け、以下の業務を行う。なお、業務実施にあたっては、令和3年度内に改定案を公表し、取りまとめる予定の「等々力緑地再編整備実施計画」の内容及び令和2年度から実施している「等々力緑地再編整備実施計画改定業務委託」(以下「計画改定業務」という。)及び「等々力緑地再編整備概略設計業務委託」の成果を反映すること。

ア 実施方針の作成に係る支援業務

(ア) 実施方針(案)の作成

(イ) 実施方針に関する質問及び意見に対する回答案の作成

(ウ) 質問及び意見に対する回答を踏まえた実施方

針の修正

イ 業務要求水準書(案)等の作成に係る支援業務  
(ア) 業務要求水準書(案)の作成及び緑地の維持管理運営の現況等に関する開示資料等の作成支援

(イ) 業務要求水準書等に関する質問及び意見に対する回答案の作成

(ウ) 質問及び意見に対する回答を踏まえた業務要求水準書等の修正

ウ 特定事業選定に係る支援業務

エ VFMの算出支援業務

オ 事業者募集に係る支援業務

(ア) 事業者募集・選定に必要な入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、基本協定書、事業契約書、様式集等の案を作成するとともに、開示資料の作成を支援する(以下これらを総称して「入札説明書等」という。)

(イ) 入札説明書等に関する質問に対する回答案の作成

(ウ) 質問に対する回答を踏まえた入札説明書等の修正

(エ) 入札手続を進める上で、応募者との直接的な対話手続等を行う場合は、進め方に対する助言等の支援をする。

カ 審査事業者選定委員会に係る運営支援業務

キ 事業者選定・公表に係る支援業務

(ア) 応募者が参加資格要件等を満たしていることの確認

(イ) 事業提案の内容が落札者決定基準及び要求水準を満たしていることの確認

(ウ) 事業者選定委員会が事業提案を審査するにあたり、必要な資料の作成や応募者への確認等を

行い、審査を支援する。

(エ) 事業提案の内容を踏まえて、VFMを算定する。その算定にあたっては、コスト削減等が具体的な根拠に基づいているものか確認の上、行うこと。

(オ) 審査講評等、審査結果の公表に必要な書類の作成を支援する。

ク 基本協定及び事業契約等の締結に係る支援業務

(ア) 事業者の選定後、基本協定及び事業契約の締結にあたり、法務面からの助言等の支援をする。

(イ) 直接協定の締結に係る金融機関との交渉、調整等について、法務面からの助言等の支援をする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

(5) 履行場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパークビル17階  
川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室 他

(6) 事業委託料

以下の金額を上限とします。

1年目(令和3年度分)	23,171,000円
	(消費税及び地方消費税を含む)
2年目(令和4年度分)	17,292,000円
	(消費税及び地方消費税を含む)
合計	40,463,000円
	(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「20 調査・測定」に登録があること。
- (5) 業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。

いこと。

(7) 過去10年の間に、国または地方公共団体において、次の業務の履行が完了していること(アからウ全て)。

ア 10ヘクタール以上の都市公園のPPP/PFI事業における導入可能性調査又はアドバイザー業務

イ スタジアム(1.5万席以上)又はアリーナ(5千席以上)のPPP/PFI事業における導入可能性調査又はアドバイザー業務

ウ 民間収益施設の設置を条件付けるPPP/PFI事業における導入可能性調査又はアドバイザー業務

(8) 連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。

3 担当部署及び問合せ先

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室事業推進担当 中村、大村  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパークビル17階  
電話 044-200-2408(直通)  
FAX 044-200-3973  
電子メール 53todose@city.kawasaki.jp

4 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内容	期間等
仕様書・実施要領等の公表	令和3年5月31日(月)
参加意向申出書等の提出	令和3年5月31日(月)から令和3年6月7日(月)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午~午後1時を除く。)
質問書の受付	令和3年5月31日(月)から令和3年6月8日(火)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午~午後1時を除く。)
参加資格確認結果通知発送	令和3年6月8日(火)
質問書に対する回答	令和3年6月9日(水)
企画提案書受付	令和3年6月8日(火)から令和3年6月15日(火)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午~午後1時を除く。)
書類審査	令和3年6月16日(水)から令和3年6月22日(火)まで
ヒアリング審査(予定)	令和3年6月25日(金)又は令和3年6月28日(月)
選定結果の通知(予定)	令和3年6月29日(火)
業務委託契約締結(予定)	令和3年7月1日(木)以降



## (2) 参加意向申出書等の提出

郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により次の資料(各1部)を提出してください。

## ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書(本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記3の等々力緑地再編整備室担当宛てにお問い合わせください。)

(イ) 誓約書(上記2に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。)

(ウ) 過去10年の間に、国または地方公共団体において、次の業務の履行が完了していることを証する書類(aからc全て)。

a 10ヘクタール以上の都市公園のPPP/PFI事業における導入可能性調査又はアドバイザー業務

b スタジアム(1.5万席以上)又はアリーナ(5千席以上)のPPP/PFI事業における導入可能性調査又はアドバイザー業務

c 民間収益施設の設置を条件付けるPPP/PFI事業における導入可能性調査又はアドバイザー業務

※ a、b及びcの業務実績について、「発注者」、「業務名」、「業務期間」及び「業務内容」を一覧表にまとめて記載してください。履行が完了していることを証する書類については、契約書及び報告書の概要版を御提出ください。なお、a、b及びcのそれぞれに複数の該当がある場合には、1件のみを抽出して御提出ください(業務が重複する契約の場合にはまとめて可)。ただし、履行確認のため、その他の該当案件についても書類の提出を求める場合があります。

(エ) 神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有することを証する書類

## イ 提出期間

令和3年5月31日(月)から令和3年6月7日(月)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)(郵送の場合は令和3年6月7日(月)午後5時までに必着)

## ウ 提出先

3に同じ

## (3) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和3年5月31日(月)から令和3年6月8日(火)午後5時までの期間に、上記3の等々力緑地再編整備室担当宛てに電子メール(添付文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4版縦・横書き)で送付してください。

回答は、令和3年6月9日(水)に全ての参加意向申出書の提出者に対して電子メールにて回答いたします。

## (4) 参加資格確認結果通知の発送

令和3年6月8日(火)に、参加意向申出書の提出者宛てに、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類提出要請書も併せて郵送します。

## (5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により提出してください。

## ア 提出期間

令和3年6月8日(火)から令和3年6月15日(火)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)(郵送の場合は令和3年6月15日(火)午後5時までに必着)

## イ 提出先

3に同じ

## ウ 提出書類

次の(ア)～(エ)は任意様式とします。

## (ア) 企画提案書

20ページ以内とする。

## (イ) 見積書

## (ウ) 実施体制及び配置予定人員

## (エ) 過去の実績

4(2)ア「提出書類」の(ウ)と同じ書類を改めて提出してください。

## エ 注意事項

(ア) 提出書類は、正1部と副12部をそれぞれ製本し、提出してください。

(イ) 用紙はA4版縦・横書きとし(図表等がみにくくなる場合には、A3横・三つ折りを含むことも可とする。)、左上1か所まで綴じてください。

(ウ) 提出された提案書類は返却しません。

(エ) 提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。

(オ) 提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。

(カ) 提出後、本市が必要と判断した場合は、追加

資料の提出を求めることがあります。

5 審査方法

(1) 評価委員会の設置

「プロポーザル選定評価委員会設置要綱」に基づき評価委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

ア 日程 (予定)

令和3年6月16日(水)から令和3年6月22日(火)まで

イ 方法

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、評価の高い者3者を書類審査通過者として選定し、ヒアリング審査の対象者とします。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

ただし、企画提案書提出者が3者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者へ、審査の日程等を通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

ア 日時 (予定)

令和3年6月25日(金)又は令和3年6月28日(月)

時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 場所

未定(調整の上、個別に連絡します。)

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、20分程度で提案説明を行っていただき、その後10分程度質疑応答を行います。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につき3名以内とします。また、提案説明は、本業務に配置する担当者が行ってください。

(4) 選定結果の通知 (予定)

令和3年6月29日(火)

(5) 選考基準及び順位の確定方法

ア 評価項目

次の評価項目に沿って、審査を行う。

(ア) 事業実施体制

- a 事業実施体制
- b 配置予定人数

(イ) 同種、関連業務及び実績等

- a 業務実績(組織)

b 業務実績(従事者)

(ウ) 業務履行プロセスに関する提案内容

- a 実施方針及び業務履行の確実性
- b 提案内容の充実度(具体性・独自性)

(エ) 見積価格

- a 見積価格の妥当性

(オ) プレゼンテーション

- a 分かり易さ・説得力
- b 質疑への対応

イ 採点方法

(ア) 配点

各委員は、事業者ごとに評価項目に係る点数を入れるものとし、合計したものをその事業者の委員合計得点とします。

(イ) 各配点の考え方

各項目の評価は、20点、10点又は5点を満点とした次表の5段階評価とします。

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点	20点	16点	12点	8点	4点
	10点	8点	6点	4点	2点
	5点	4点	3点	2点	1点

(ウ) 基準点

全委員の総合計点の60%以上の得点を基準点とします。

ウ 順位の確定方法

各委員の合計点を提案業者ごとに集計し、最も高い合計点を獲得した業者を契約先として選定する。当該集計において、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合(同点の場合)は、次の(ア)～(ウ)の選考過程により最終順位を確定し、選定業者とします。なお、提案業者が1業者のみの場合については、基準点を満たした場合に選定業者とします。

(ア) 評価項目の「業務履行プロセスに関する提案内容」の合計点が最も高い業者

(イ) (ア)に該当する業者が複数ある場合、見積書の額が最も低い業者

(ウ) 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した業者

6 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 「2参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

7 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 本業務の受託者（再委託又は下請等の者を含む）は、今後、等々力緑地再編整備事業に係る民間事業者の選定手続を実施した場合において、応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできません。

#### 8 参考資料

企画提案書類の作成の際に、必要に応じて活用してください。

- (1) 等々力緑地について  
[http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-11-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html)
- (2) 等々力緑地再編整備について  
<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-0-0-0-0-0-0-0.html>
- (3) 等々力緑地のマーケットサウンディング実施について  
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000101739.html>
- (4) 等々力緑地再編整備事業に係る民間提案の提出について  
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000105291.html>
- (5) 等々力緑地再編整備事業に係る民間提案に対する審査講評について  
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000110985.html>
- (6) 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針について  
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000119609.html>
- (7) 等々力緑地再編整備計画推進委員会について  
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-3-0-0-0-0-0-0.html>
- (8) 大規模投資的事業の検討を踏まえた今後の対応について  
<https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/170/0000125655.html>
- (9) 「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子（案）」の市民意見の募集について  
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000129507.html>

#### 川崎市公告第608号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市高津区東野川2丁目2173番1  
ほか1筆の一部  
2,613平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市都筑区中川一丁目20番1  
デックス株式会社  
代表取締役 野尻 英樹
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：19戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和2年5月18日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第12号  
令和2年8月26日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第50号（変更）  
令和2年9月30日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第66号（変更）

#### 公告（調達）

#### 川崎市公告（調達）第253号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
公共施設利用予約システムに係る機器の賃貸借及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部企画課  
川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル9階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年5月11日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース 株式会社 横浜支店  
支店長 谷頭 洋一  
横浜市西区高島一丁目1番2号

横浜三井ビルディング23階

5 契約金額(税込リース総額)

236,016,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年3月10日

川崎市公告(調達)第254号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

就学事務システム機器賃貸借契約

(2) 賃貸借の期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(3) 機器の設置場所

ア 設置場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎内

イ 納入場所

新潟市中央区米山2丁目5番地1「就学事務システム」の開発業者である株式会社BSNアイネット。

ウ その他

本賃貸借対象機器の設置に伴って発生する、工事、梱包、運搬、移設、結線、動作の確認等の諸作業、その他設置に必要となるすべての作業(諸調整も含む)も含むものとする。

(4) 契約の概要

「就学事務システム機器賃貸借契約 仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「就学事務システム機器賃貸借契約 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務機器」に記載されていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指

名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 担当:上南

電話 044-200-3267(直通)

電子メール:88gakuzi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年6月10日(木)から令和3年6月18日(金)まで

休日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

持参とします。

(5) 仕様書等の縦覧

本契約に係る仕様書は、3(1)の場所において、入札参加資格確認申請書の配布・提出期間中、縦覧に供します。

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

令和3年6月22日(火)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和3年6月28日(月)

ウ 仕様等に関する質問への回答

令和3年7月2日(金)

エ 入札及び開札

令和3年7月9日(金)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付し、併せて仕様書等を配布します。

(ア) 入札参加資格確認結果通知書について

a 送付日

令和3年6月22日(火)

- b 送付方法  
電子メールにより送付します。
- (イ) 仕様書等について
- a 配布する資料
- (a) 入札説明書
- (b) 仕様書
- b 配布の場所  
3(1)に同じ。
- c 配布日及び時間  
令和3年6月22日(火)から令和3年7月9日(金)  
休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで(ただし令和3年7月9日は13時30分まで)
- d 注意事項  
仕様書等を受領する際は、必ず入札参加資格確認結果通知書を持参してください。
- イ 仕様等に関する質問
- (ア) 質問の方法  
仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「就学事務システム機器賃貸借契約質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。  
なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。
- (イ) 質問の受付期間  
令和3年6月22日(火)9時から令和3年6月28日(月)17時まで
- (ウ) 回答  
令和3年7月2日(金)17時まで、全参加者宛てに電子メールで送付します。
- ウ 入札及び開札
- (ア) 入札の方法等
- a 入札は総価で行います。
- b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。
- c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。
- d 入札書の提出方法は、持参とします。
- (イ) 入札及び開札の日時等
- a 日時  
令和3年7月9日(金)13時30分
- b 場所  
川崎市川崎区宮本町6番地

- 明治安田生命ビル 4階第2会議室
- (ウ) 入札保証金  
入札保証金は、免除とします。
- (エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項  
入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。  
また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。
- (オ) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (カ) 再度入札の実施  
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。
- (キ) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 5 契約手続等
- (1) 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- (2) 契約書作成の要否  
契約書の作成を要します。
- (3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。
- 6 その他
- (1) 言語及び通貨  
本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札説明書に定めのない事項  
入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第255号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
川崎競輪場開催設備監視システム装置及び投票業務用機器設備貸借
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
川崎市経済労働局公営事業部総務課  
川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月23日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
NTT・TCリース株式会社 横浜支店  
神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目7番3号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)  
63,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和3年3月10日

川崎市公告(調達)第256号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
令和3年度iDC(インターネット・データ・センター)業務委託(利用システム分)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地  
パレール三井ビル
- 5 契約金額(税込)  
98,979,870円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第257号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
令和3年度ネットワーク運用保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地  
パレール三井ビル
- 5 契約金額(税込)  
74,987,319円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告(調達)第258号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
令和3年度クライアント管理業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社富士通エフサス 川崎支店

支店長 三枝 弘幸  
川崎市川崎区東田町8番地

- 5 契約金額  
56,199,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

#### 川崎市公告（調達）第259号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
ファイルサーバ基盤追加ストレージの賃貸借及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
三菱HCキャピタル 株式会社 神奈川法人支店  
支店長 佐久間 英俊  
横浜市西区高島1丁目1番2号
- 5 契約金額（税抜きリース総額）  
38,610,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和3年2月25日

#### 川崎市公告（調達）第260号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和3年度事業所接続高速回線サービスの利用契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）

- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
川崎市川崎区東田町8番地（パレール三井ビル）

- 5 契約金額  
190,665,123円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

#### 川崎市公告（調達）第261号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和3年度神奈川情報セキュリティクラウド業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 インターネットイニシアティブ  
専務取締役 勝 栄二郎  
東京都千代田区富士見二丁目10番2号  
飯田橋グラン・ブルーム
- 5 契約金額（税込）  
384,018,098円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

#### 川崎市公告（調達）第262号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の内容  
川崎市公金収納高集計確定等業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
会計室出納課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年3月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社横浜銀行川崎支店  
支店長 田邊 俊治  
川崎市川崎区砂子1丁目1番17  
富士通Japan株式会社 地域ビジネス本部  
南関東支社  
南関東支社長 星 淳一  
横浜市西区高島一丁目1番2号  
横浜三井ビルディング21F
- 5 契約金額  
(推定総金額) 49,575,350円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第263号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の内容  
令和3年度GIGAスクールサポーター配置業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
川崎市総合教育センター  
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年4月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 AIサポート  
代表取締役 山口 雄大  
東京都豊島区池袋二丁目9番4号 池袋MSビル6階
- 5 契約金額  
71,970,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定

による。

川崎市公告(調達)第264号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
パーソナルコンピュータ及びスキャナー等の賃貸借及び保守契約
  - (2) 履行場所  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所第3庁舎9階
  - (3) 履行期間  
令和3年11月1日から令和8年10月31日まで
  - (4) 調達物品の概要 仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 入札期日において、川崎市「令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先  
一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。  
また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記「2(4)」を証する書類(写し可)を提出しなければなりません。
  - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所第3庁舎11階  
総務企画局デジタル化推進室 担当 川口、末原  
電話番号 044-200-0318  
FAX 044-200-0622  
e-mail 17digital@city.kawasaki.jp
  - (2) 配布・提出期間  
令和3年6月10日(木)から令和3年6月21日(月)までとします。(土日祝日を除き、午前8時



30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

郵送又は持参(いずれの場合も、令和3年6月21日(月)午後5時15分までに川崎市総務企画局デジタル化推進室に到着する必要があります。なお、郵送の場合は郵送した日に(1)の場所に必ず電話をしてください。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和3年6月25日(金)

午後1時から午後5時15分まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年6月25日(金)から令和3年7月1日(木)まで(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和3年7月5日(月)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

5年のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月9日(金) 午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎11階会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この

契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

- (4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

### 川崎市公告(調達)第265号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立図書館図書整理業務委託

(2) 履行場所

川崎市立図書館 全7館

(3) 履行期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市立図書館の図書資料を閲覧及び貸出に供するために、ラベル貼付、フィルムコーティング等により装備し整理する。詳細は仕様書によります。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」、種目「その他」で掲載されていること

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

- (4) 平成27年4月1日以降に公共図書館において1(4)業務概要と同等の図書整理業務委託契約を締結し、すべて誠実に履行していること。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館庶務係 担当 小林

電話 044-722-4932

FAX 044-733-7524

E-mail 88nakato@city.kawasaki.jp

また、一般競争入札参加資格確認申請書等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において本件の入札公表情報詳細のページからダウンロードすることができます。

#### (2) 配布・提出期間

令和3年6月10日(木)から令和3年6月16日(水)までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

#### (3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を証する契約書等の写し

#### (4) 提出方法

持参してください。

#### (5) 入札説明書等の閲覧

入札説明書及び仕様書等は(1)の場所において(2)の期間中、縦覧に供します。

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書等は自動的に電子メールで配信されます。

- (1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時

令和3年6月17日(木)午前9時30分から正午まで  
川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。電子メールアドレスの登録がない者には3(1)の場所で直接交付します。

- (3) 入札説明書等

一般競争入札参加資格確認通知書の交付に合わせて電子メールにより入札説明書、仕様書等を交付します。電子メールアドレスの登録がない者には3(1)の場所で直接交付します。

#### 5 仕様書及び入札に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

- (2) 問い合わせ期間

令和3年6月17日(木)午前9時30分から令和3年6月21日(月)午後5時まで

- (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に記載した電子メールアドレス又はFAXあて送付してください。また、メール及びFAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年6月22日(火)午

後5時まで、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全社あてに電子メールまたはFAXにて送付します。

#### 6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請について虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札及び開札の手続等

##### (1) 入札の方法

###### ア 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

###### イ 入札書の提出日時

令和3年6月29日(火) 午前10時

###### ウ 入札書の提出場所

川崎市立中原図書館 6階多目的室  
川崎市中原区小杉町3-1301

##### (2) 入札保証金

免除とします。

##### (3) 入札金額等

入札金額は、図書整理業務1件あたりの消費税を含まない単価を記載してください。消費税は、支払の際に加算するものとします。

##### (4) 入札及び開札の立会い

入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

##### (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 8 契約の手続き等

##### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

##### (2) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

##### (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市公式ホームページの「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができます。

#### 9 その他

- (1) この公告及び入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) この入札の入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
- (3) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

#### 川崎市公告(調達)第266号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

庁内共通システム基盤追加リソースの賃貸借及び保守契約

##### (2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎

##### (3) 履行期間

令和3年11月1日から令和8年1月31日まで

##### (4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は、財政局資産管理

- 部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年6月16日(水)までに行ってください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4  
(第3庁舎9階)  
総務企画局情報管理部システム管理課  
担当 佐藤、石塚  
電話 044-200-2057  
FAX 044-200-3752  
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
令和3年6月10日(木)から令和3年6月16日(水)までとします(土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- (3) 提出方法  
持参に限る。
- 4 競争参加資格確認通知書の交付  
競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 場所  
3(1)に同じ
- (2) 日時  
令和3年6月23日(水)  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (3) その他  
競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。  
また、入札説明書は3(1)の場所において令和3年6月10日(木)から令和3年6月16日(水)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- 5 競争参加者に求められる義務  
この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

- (1) 日時  
令和3年6月23日(水)  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所  
3(1)に同じ
- 6 仕様に関する問い合わせ先  
3(1)に同じ  
仕様に関する質問は、令和3年6月23日(水)から令和3年6月28日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。  
なお、回答については令和3年7月2日(金)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。
- 7 カタログの提出について  
この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和3年7月9日(金)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。
- 8 競争参加資格の喪失  
競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。
- 9 入札の手続等
- (1) 入札方法  
リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。
- (2) 入札・開札の日時及び場所  
ア 日時 令和3年7月21日(水)午前11時  
イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室Ⅱ
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先  
ア 期限 令和3年7月20日(火)必着  
イ 宛先 3(1)に同じ
- (4) 入札保証金  
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効  
「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入

札は、無効とします。

#### 10 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
  - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
  - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口  
3(1)と同じ

#### 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :  
The contract for addition and maintenance of server machines for the common system foundation
- (2) Time-limit for tender :  
11:00 A.M. July 21, 2021
- (3) Time-limit for tender by mail :  
July 20, 2021
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
System Management Section  
Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel:044-200-2057

#### 川崎市公告(調達)第267号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入(製造)物品及び数量  
消防救急無線陸上移動局  
(署活動用固定型無線機等)整備 18式
- (2) 購入(製造)物品の特質等  
仕様書によります。
- (3) 納入場所  
川崎市川崎区浮島町509-1ほか
- (4) 納入期限  
令和4年3月31日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

#### 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家電・通信機器」、種目「通信機器」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。  
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年6月30日までに行ってください。
- (4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

- (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

#### 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

- (1) 窓口での閲覧の場合

##### ア 閲覧場所

川崎市役所財政局資産管理部契約課 担当 城田  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話044-200-2092

##### イ 閲覧期間

令和3年6月10日～令和3年6月30日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の  
「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間

令和3年6月10日～令和3年6月30日  
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和3年6月10日～令和3年6月30日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様書作成担当部署及び担当者

消防局警防部指令課 担当 河野

電話 044-223-2640

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込書を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和3年6月10日～令和3年6月30日  
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

配布・提出期間 令和3年6月10日～令和3年6月30日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和3年7月15日

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

#### 8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和3年7月15日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年7月15日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

#### 9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

##### ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限

令和3年7月30日 午前10時00分

##### イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和3年7月30日 午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市役所入札室

川崎市川崎区砂子1-7-4

砂子平沼ビル7階

##### ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和3年7月28日 必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ

##### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

#### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

##### (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

#### 12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

#### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be

manufactured:

The land mobile radios for fire department activities 18 units

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 30 July 2021

b Direct delivery

11:00 A.M. 30 July 2021

c By mail

28 July 2021

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,

Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2092

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第268号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年6月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

川崎市戸籍総合システムパッケージ保守・運用支援委託

2 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 契約事務担当部局の名称及び所在地

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

川崎市川崎区宮本町1番地

4 契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

5 契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 川崎支店

支店長 村瀬 満高

川崎市川崎区東田町8番地

6 契約金額

37,437,840円

7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

8 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

税 公 告

川崎市税公告第95号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月14日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告による変更する納期限	件数・備考
令和3年度(令和2年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	4月随時分	令和3年5月31日(4月随時分)	計28件
令和3年度	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	第1期分以降	令和3年5月31日(第1期分)	計54件

(別紙省略)

川崎市税公告第96号

次の市税に係る課税額変更(取消)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月14日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告による変更する納期限	件数・備考
令和3年度(令和2年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	4月随時分		計2件

(別紙省略)



**川崎市税公告第97号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月14日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第98号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月14日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第99号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月18日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第100号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月18日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第101号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月18日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第102号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月21日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第103号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月21日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

**川崎市税公告第104号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月21日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第4号

庁 中 一 般  
各 か い

川崎市職員出勤記録整理規程及び川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員出勤記録整理規程及び川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令

(川崎市職員出勤記録整理規程の一部改正)

第1条 川崎市職員出勤記録整理規程(昭和35年川崎市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号に次のように加える。

エ 在宅勤務をした場合 在宅

(川崎市職員服務規程の一部改正)

第2条 川崎市職員服務規程(昭和35年川崎市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

第22条の2 職員が在宅勤務(職員の自宅その他これに準ずるものとして所属長が認める場所において、在勤する公署における勤務に代えて行う勤務をいう。以下同じ。)をする場合は、所要の手続きをとり、所属長の命令を受けなければならない。

2 職員は、在宅勤務を開始するとき及び終了するときは、上司に報告しなければならない。

第23条(見出しを含む。)中「出張」の次に「、在宅勤務」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

川崎市訓令第5号

健康福祉局  
区 役 所

川崎市食品衛生法施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市食品衛生法施行規程の一部を改正する訓令

川崎市食品衛生法施行規程(昭和47年川崎市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第229号)を」の次に「、省令とは、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)を」を加える。

第3条第1項中「第62条第1項)を」を「第68条第1項)に改める。

第5条中「細則第9条の営業許可申請書)を」を「省令第67条の申請書)に改める。

第6条の見出しを「(食品営業(給食)施設台帳)」に改め、同条第1項中「営業許可台帳)を」を「食品営業(給食)施設台帳)」に改め、同条第2項中「細則第16条第2項の規定により営業報告済書を交付したときは、営業報告台帳(第2号様式)」を「省令第70条の2の届出書を受理したときは、食品営業(給食)施設台帳)」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項に規定する台帳)を」を「食品営業(給食)施設台帳)」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条中「第52条第3項)を」を「第55条第3項)に改める。

第8条中「(第4号様式)」を「(第2号様式)」に改める。

第9条第2項中「(第5号様式)」を「(第3号様式)」に、「(第6号様式)」を「(第4号様式)」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

## 食品営業（給食）施設台帳

基本情報	施設番号			許可番号		
	廃業日			廃業收受番号		
施設情報	屋号カナ			電話番号		
	屋号					
	所在地					
	定休日/営業時間					
	施設担当者氏名カナ			施設担当者電話番号		
	施設担当者氏名			使用水		
施設備考						
営業者情報	営業者名カナ			代表者名		
	営業者名			電話番号		
	住所					
業種 基本 情報	業種					
	申請業態					
	責任者氏名カナ			責任者資格		
	責任者氏名					
	受講した講習会、 資格取得年月日等					
	管理者氏名カナ			管理者資格		
	管理者氏名					
	受講した講習会、 資格取得年月日等					
	取扱品目			取扱品目（検索用）		
	主として取り扱う 食品又は添加物			自由記載		
	指定成分等含有食品を取り扱う施設		輸出食品取扱施設		簡易飲食店施設	
	ふぐの処理を行う施設		生食用食肉の加工又は調理を行う施設			
業種備考						
自販	自動販売機台数			自動販売機型番		
自動車	タンク容量			自動車登録番号		
	車台番号					
給食	食数情報					
ふぐ	ふぐ包丁師氏名カナ			免許取得日		
	ふぐ包丁師氏名			免許番号		
	認証取得日			認証番号		
ふぐ 加工 製品	仕入先名					
	取扱品目					
衛生管理	HACCPの取組			HACCP導入状況		
許可履歴	経過	許可番号	年限	許可決定日	許可開始日	許可満了日
	最新					
	前回					
	前々回					
諸届履歴	経過	収受日	届出種類	届出理由		
	最新					
	前回					
	前々回					

第2号様式及び第3号様式を削る。

第4号様式中「営業所所在地」を「施設の所在地」に改め、「印鑑、許可書」を削り、同様式を第2号様式とする。

第5号様式中「営業所所在地」を「施設の所在地」に、「営業所の名称」を「施設の名称、屋号又は商号」に改め、同様式を第3号様式とする。

第6号様式中「第51条」を「第54条」に、「第56条」を「第61条」に、「営業所所在地」を「施設の所在地」に、「営業所の名称」を「施設の名称、屋号又は商号」に改め、同様式を第4号様式とする。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和3年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

### 上 下 水 道 局 規 程

#### 川崎市上下水道局規程第34号

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部

を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

第19条の2 職員が在宅勤務（職員の自宅その他これに準ずるものとして所属長が認める場所において、在勤する公署における勤務に代えて行う勤務をいう。以下同じ。）をする場合は、所要の手続きをとり、所属長の命令を受けなければならない。

2 職員は、在宅勤務を開始するとき及び終了するときは、上司に報告しなければならない。

第20条（見出しを含む。）中「出張」の次に「在宅勤務」を加える。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

#### 川崎市上下水道局規程第35号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程（昭和46年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号に次のように加える。

エ 在宅勤務をした場合 在宅

別表下水道部調査担当の項を削る。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

### 上 下 水 道 局 告 示

#### 川崎市上下水道局告示第27号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者

の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和3年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指 定 番 号 第1785号

氏名又は名称 株式会社L g o

住 所 相模原市南区相武台一丁目12番9号

代表者氏名 槻館 雄太

指定年月日 令和3年6月1日

有効期限 令和8年5月31日

2 指 定 番 号 第1786号

氏名又は名称 株式会社二子住設

住 所 川崎市高津区二子三丁目34番10号2F

代表者氏名 阿部 翔太

指定年月日 令和3年6月1日

有効期限 令和8年5月31日

3 指 定 番 号 第1787号

氏名又は名称 吉永設備設計

住 所 東京都町田市大蔵町2113番地2

代表者氏名 吉永 康子

指定年月日 令和3年6月1日

有効期限 令和8年5月31日

- 4 指 定 番 号 第1788号  
氏名又は名称 株式会社鈴尚  
住 所 横浜市中区本牧原21番1-109号  
代表者氏名 鈴木 尚政  
指定年月日 令和3年6月1日  
有効期限 令和8年5月31日
- 5 指 定 番 号 第1789号  
氏名又は名称 有限会社シンセツ  
住 所 神奈川県秦野市平沢233番地1  
代表者氏名 蒲山 哲司  
指定年月日 令和3年6月1日  
有効期限 令和8年5月31日
- 6 指 定 番 号 第1790号  
氏名又は名称 株式会社エーダイ  
住 所 横浜市旭区小高町122番地の1  
代表者氏名 永野 大輔  
指定年月日 令和3年6月1日  
有効期限 令和8年5月31日
- 7 指 定 番 号 第1791号  
氏名又は名称 有限会社アプリメイツインク  
住 所 川崎市宮前区平一丁目1番17-302号  
代表者氏名 黒澤 知也  
指定年月日 令和3年6月1日  
有効期限 令和8年5月31日

#### 川崎市上下水道局告示第28号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第520号  
氏名又は名称 積和建設東京株式会社 西東京事業所  
住 所 東京都町田市下小山田町2720番地4  
代表者氏名 (新) 三浦 淳一  
(旧) 西中 道生  
変更年月日 令和3年3月26日
- 2 指 定 番 号 第624号  
氏名又は名称 幸伸工業株式会社  
住 所 (新) 川崎市幸区北加瀬一丁目10番  
12号  
(旧) 川崎市幸区北加瀬一丁目10番  
14号

- 代表者氏名 (新) 小沼 保  
(旧) 小沼 芳子  
変更年月日 (住所) 平成21年8月26日  
(代表者) 令和2年6月15日
- 3 指 定 番 号 第675号  
氏名又は名称 株式会社伊藤住設  
住 所 (新) 東京都練馬区大泉学園町二丁目21番30号  
(旧) 東京都練馬区西大泉一丁目15番8号  
代表者氏名 (新) 関口 良伸  
(旧) 伊藤 正和  
変更年月日 (住所) 令和元年9月17日  
(代表者) 平成28年10月25日
- 4 指 定 番 号 第696号  
氏名又は名称 株式会社喬生  
住 所 東京都府中市宮西町四丁目9番地の10  
代表者氏名 (新) 臼井 一眞  
(旧) 臼井 義太郎  
変更年月日 平成23年9月1日
- 5 指 定 番 号 第720号  
氏名又は名称 株式会社町田工業  
住 所 東京都町田市森野四丁目15番8号  
代表者氏名 (新) 吉木 拓也  
(旧) 吉木 英之  
変更年月日 令和2年11月6日
- 6 指 定 番 号 第774号  
氏名又は名称 株式会社折本設備  
住 所 (新) 相模原市南区御園四丁目5番  
25号  
(旧) 相模原市南区麻溝台五丁目6番1号  
代表者氏名 (新) 高橋 幸男  
(旧) 折本 親孝  
変更年月日 (住所) 令和元年9月18日  
(代表者) 令和2年6月29日
- 7 指 定 番 号 第1247号  
氏名又は名称 日本住宅ツーバイ株式会社  
住 所 神奈川県大和市深見西三丁目2番30号  
代表者氏名 (新) 丸山 宗宜  
(旧) 松橋 喜武  
変更年月日 令和3年4月1日

川崎市上下水道局告示第29号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1634号
- 氏名又は名称 槻館設備

住 所 相模原市南区相武台1丁目12番9号  
代表者氏名 槻館 雄太  
廃止年月日 令和3年5月31日

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第37号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月18日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度江川せせらぎ水路清掃委託
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区内
	履 行 期 限	令和4年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。 (8) 管きよ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年6月8日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎処理区における区域編入に伴う検討ほか業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区
	履 行 期 限	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水処理場及び管きょ施設に関する基本計画に係る設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。</p> <p>ア 業務責任者は、技術士(上下水道部門:下水道)又は技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>イ 照査技術者は、技術士(上下水道部門:下水道)又は技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)のいずれかの資格を有する者であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年6月8日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市上下水道局公告第38号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月18日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

## (案件1)

競争入札に付する事項	件 名	堀之内町150mm・100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自:川崎区堀之内町13-36先 至:川崎区堀之内町9-1先 ほか1件
	履 行 期 限	契約の日から255日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年6月14日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	麻生・等々力下水圧送管その24工事
	履行場所	川崎市高津区東野川1丁目、子母口地内ほか
	履行期限	契約の日から260日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	



参加資格	<p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。                  また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。                  なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)                  電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和3年6月16日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	<p>中野島3丁目200mm・100mm配水管布設替工事</p>
	履行場所	<p>自：多摩区中野島3-30-22先                  至：多摩区登戸577先 ほか3件</p>
	履行期限	<p>契約の日から240日間</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。                  (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。                  (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。                  (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。                  (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。                  (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。                  (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。                  (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。                  また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。                  (10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年6月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	レーダ雨量情報システム解体その1工事
	履行場所	川崎市麻生区栗木台5-17
	履行期限	契約の日から令和3年9月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「解体」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 平成28年5月31日までに監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者でも可とします。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、業種「解体」又は平成28年5月31日までに業種「とび・土工」の資格を有する主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年6月14日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	蟹ヶ谷350mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区蟹ヶ谷3-3先 至：中原区井田3-40先
	履 行 期 限	契約の日から225日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が50点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年6月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	

契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	
(案件6)		
競争入札に付する事項	件 名	大師河原貯留管建設機械その6工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期限	契約の日から令和4年7月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月16日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原貯留管建設機械その7工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 限	契約の日から令和4年12月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。</p> <p>下水道法第二条二の「下水道」に定義される下水道施設における充填塔式生物脱臭設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
	契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年6月16日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第39号

上下水道局用地(自動販売機設置)の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月18日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

上下水道局用地(自動販売機設置)一時貸付け

(2) 一時貸付物件名及び貸付所在地並びに台数別表のとおり

(3) 契約期間

各一時貸付物件の契約期間は、契約日から令和8年9月30日までとします。

(4) 貸付期間

各一時貸付物件の貸付期間は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの60箇月となります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5により、貸付けが認められている法人であること。

(4) 国税及び市税の未納がないこと。

(5) 入札参加申込に必要な書類を提出すること  
(「5一般競争入札参加申込みに必要な書類」を参照。)

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(9) その他法令等の規定により、川崎市(上下水道局)との間で上下水道局用地(自動販売機設置)の一時貸付契約が出来ない者でないこと。

3 契約上の条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)です。

(2) 一時貸付物件の指定用途

借受人は、「令和3年度一般競争入札による上下水道局用地(自動販売機設置)一時貸付けの入札説明書(以下「入札説明書」という。)」に定める条件及びその他法令等を遵守し、一時貸付物件を清涼飲料水の自動販売機の設置、清涼飲料水の販売、空き容器回収ボックスの設置等(以下「自動販売機設置運営事業」という。)の用途に供さなければなりません。また、借受人は、自動販売機設置運営事業を貸付期間中継続して行わなければなりません。

(3) 違約金

入札説明書の契約上の条件に違反した場合は、契約金額(貸付期間中の貸付金額の総額)の100分の30に相当する額を違約金として川崎市(上下水道局)に支払わなければなりません。

(4) その他の条件

入札説明書によります。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書等の交付

入札の参加を希望する者には、次のとおり入札説明書及び一般競争入札参加申込書等を交付します。

(1) 期間 令和3年5月18日から令和3年6月17日まで(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市上下水道局総務部管財課  
(川崎市役所第2庁舎1階)  
電話 044-200-3113・3114(直通)

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札説明書によります。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。

一般競争入札参加申込書及び5の書類は、次により直接持参し、提出してください。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送等による提出は認めません。

(1) 場所 4(2)と同じ

(2) 期間 令和3年6月3日から令和3年6月17日まで(土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3

年7月16日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、4(2)の場所にて一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、一般競争入札参加資格が「有」と認められた者には、入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

入札に参加するためには、事前に入札保証金を納付していただく必要があります。入札保証金は2万円とし、指定の納入通知書にて令和3年8月5日までに納付してください。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格が「有」と認められた者は、開札前に公告に定める資格要件を満たさなくなったとき又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたときは、この入札に参加することができません。

10 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時、場所は次のとおりです。

- (1) 日時 令和3年8月5日 午前10時 入札開始
- (2) 場所 川崎市上下水道局4階会議室  
(川崎市役所第2庁舎内)  
川崎市川崎区宮本町1番地

11 入札手続等

次により入札手続等を行います。

- (1) 入札時に持参する書類  
入札説明書によります。
- (2) 入札方法  
1(2)の一時貸付物件の入札に付すこととし、総価で行います。また、入札は入札書の持参により行うものとし、郵送等の方法による入札は認めません。
- (3) 落札者の決定方法  
入札説明書に記載する最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- (4) 入札の無効  
一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

12 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約の締結期限  
令和3年9月3日までに川崎市(上下水道局)と本件契約を締結しなければなりません。(土曜日、

日曜日及び祝休日を除く。)

(2) 契約保証金

契約金額(貸付期間中の貸付金額の総額)の10分の1(円未満切り上げ)の額を納付することとします。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、(1)の期限までに契約を締結しない場合、入札保証金は、川崎市(上下水道局)に帰属することになりますので十分御注意ください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、4(2)の場所で閲覧できます。

13 貸付金額の納入期限日等

入札説明書によります。

14 自動販売機に係る電気料金相当額の負担

自動販売機に係る電気を川崎市(上下水道局)の施設から受電する場合は、電気料金相当額を納付しなければなりません。

なお、電気料金相当額は、入札説明書により算定した額とし、各年度の電気料金相当額を当該年度末に納付していただきます。

15 その他

- (1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程(昭和39年川崎市水道局規程第8号)、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この公告に関する問い合わせ先は、4(2)に同じです。

別表

一時貸付物件名 (物件番号)	貸付所在地	台数
I	川崎市幸区南加瀬4丁目40ほか1箇所	2
II	川崎市幸区南加瀬4丁目40ほか1箇所	2

川崎市上下水道局公告第40号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度中部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年12月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年6月15日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	



(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	旧汚泥処理施設解体その1工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-14-1
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。</p> <p>なお、(9)の技術者（業種「塗装」）との兼任を可とします。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年6月21日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第41号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度上下水道局表示登記等に関する業務委託(単価契約)
	履行場所	本市が指定した場所(市外(神奈川県、東京都)を含む)
	履行期限	令和4年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。 (4) 土地家屋調査士法に規定する土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話044-200-2097	
入札日時等	令和3年6月15日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第24号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
自動車賃貸借4台一式(普通特種)
- (2) 購入物品の特質等  
仕様書によります。
- (3) 納入場所  
仕様書によります。
- (4) 納入期間  
令和4年2月1日～令和11年1月31日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」のうち種目「車両」に記載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和3年6月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

(1) 場所

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2093

(2) 期間

令和3年6月10日(公告日)～令和3年6月24日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間

令和3年6月10日(公告日)～令和3年6月24日  
午前8時から午後8時まで

※ ただし、競争入札参加申込書等を4(3)の場所に持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。

(3) 電子入札システムによる申込ができない場合の提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 下山

電話 044-200-2093

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する次の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

- ・ 納入物品のカタログ等(調達予定車種がわかるように目印等を入れること。)

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行できると認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連

絡の上、令和3年7月15日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部管財課 担当 三浦

電話 044-200-2875

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和3年6月10日(公告日)～令和3年6月24日

午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場所となります。

持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R/RW)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください(どちらか一方の場合には、質問は受付いたしません。)

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

提出期間

令和3年6月10日(公告日)～令和3年6月24日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) 回答

ア 回答日時

令和3年7月9日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出さ

れた場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

#### 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和3年7月9日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年7月9日の正午までの間に、3(1)の場所において確認通知書を交付します。

#### 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

入札金額は総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和3年7月27日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和3年7月27日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和3年7月19日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

##### (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月27日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

##### (3) 入札保証金

免除とします。

#### (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

#### 13 Summary

(1) Nature of the products to be leased:

4 Cars leasing contract complete set  
(Specific-Purpose)

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 27 July 2021

b Direct delivery

10:30A.M. 27 July 2021

c By mail

19 July 2021

(3) Contract point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,

Kanagawa

210-8577, Japan  
TEL:044-200-2093

- (4) Language:  
Japanese is the only language used in all the contract procedures.

## 交 通 局 規 程

### 川崎市交通局規程第30号

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程（平成13年交通局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号に次のように加える。

エ 在宅勤務をした場合 在宅

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

## 交 通 局 公 告

### 川崎市交通局公告第58号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月20日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
ドライブレコーダー映像解析用ノートパソコンの賃貸借保守
- (2) 履行場所  
交通局長の指定する場所
- (3) 履行期間  
令和3年9月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 調達物品の特質  
仕様書のとおり

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給

等】有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「事務用機器」で登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続  
この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類  
一般競争入札参加資格確認申請書
  - (2) 提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階  
企画管理部経理課 契約担当 原田  
電話 044-200-3228
  - (3) 提出期間  
令和3年5月20日から令和3年5月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
  - (4) 提出方法  
持参
- 4 入札説明書の交付  
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和3年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年6月3日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先  
自動車部安全・サービス課 中野  
電話 044-200-3237
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
  - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法  
総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
  - (2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。  
一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和3年6月11日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和3年6月11日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年6月15日 午前9時30分

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除をすることができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補填を川崎市交通局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市交通局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月20日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

アルコール測定機用ノートパソコンの賃貸借保守

(2) 履行場所

交通局の指定する場所

(3) 履行期間

令和3年9月1日から令和8年3月31日まで

(4) 調達物品の特質

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「事務用機器」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和3年5月20日から令和3年5月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## (4) 提出方法

持参

## 4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」  
→「交通局物品入札公表一覧」→「令和3年度」から  
ダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも  
配布しています。

## 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年6月3日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 中野  
電話 044-200-3237

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

## (2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

## ア 郵送

- (ア) 提出期限 令和3年6月11日 必着  
(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市交通局企画管理部経理課長

## イ 持参

- (ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和3年6月11日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)

- (イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階  
川崎市交通局企画管理部経理課長

## (3) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和3年6月15日 午前10時00分  
イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

## (4) 入札保証金

免除

## (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

## (6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

## (2) 契約書作成の要否

必要

## 10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除をすることができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補填を川崎市交通局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

## 川崎市交通局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 市バス添乗観察業務(単価契約)
- (2) 履行場所 局指定場所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年1月31日まで

4) 業務概要

市バス添乗観察業務。詳細は仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和3年5月27日から令和3年6月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和3年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年6月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部 安全・サービス課 田中

電話 044-200-3236

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和3年6月16日 必着

(イ) 宛先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和3年6月16日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月18日 午前9時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他



- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

## 交 通 局 訓 令

### 川崎市交通局訓令第5号

局内一般  
営業所

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程(平成18年交通局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

第19条の2 職員が在宅勤務(職員の自宅その他これに準ずるものとして所属長が認める場所において、在勤する公署における勤務に代えて行う勤務をいう。以下同じ。)をする場合は、所要の手续をとり、所属長の命令を受けなければならない。

2 職員は、在宅勤務を開始するとき及び終了するときは、上司に報告しなければならない。

第20条(見出しを含む。)中「出張」の次に「在宅勤務」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

## 病 院 局 規 程

### 川崎市病院局規程第7号

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程及び川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程及び川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程(平成17年川崎市病院局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号に次のように加える。

エ 在宅勤務をした場合 在宅

第4条第1項第3号ツ中「骨髓液」を「骨髓又は末梢(しょう)血幹細胞」に改める。

(川崎市病院局企業職員服務規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員服務規程(平成17年川崎市病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

第20条の2 職員が在宅勤務(職員の自宅その他これに準ずるものとして所属長が認める場所において、在勤する公署における勤務に代えて行う勤務をいう。以下同じ。)をする場合は、所要の手续をとり、所属長の命令を受けなければならない。

2 職員は、在宅勤務を開始するとき及び終了するときは、上司に報告しなければならない。

第21条(見出しを含む。)中「出張」の次に「在宅勤務」を加える。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

## 病院局公告

### 川崎市病院局公告第20号

#### 入札公告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月19日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別

途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩病院スクリーチャー冷凍機設備改修工事
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
	契約期間	契約の日から令和3年12月24日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調和設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
申 込 締 切 日	令和3年5月25日(火)まで受付けます。	
予 定 価 格	未定	
入 札 保 証 金	免除とします。	
最 低 制 限 価 格	設定します。	
郵 便 入 札 締 切 日	令和3年6月17日(木)必着	
開 札 日	令和3年6月21日(月)午前10時00分	

川崎市病院局公告第21号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年5月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について  
仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について  
ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。  
イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。  
なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた

- 旨の書面を事前に提出しなければなりません。
- ウ 入札保証金は免除します。
- エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。  
入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
- オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (7) 契約の締結について  
落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。  
ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。  
イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する生体情報システム用送信機の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年5月25日から令和3年6月1日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年6月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件名	患者認識用リストバンド及びループホックの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年11月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「コンピュータ」 種目 「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年5月25日から令和3年6月4日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年6月15日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件名	検体検査用ラベルの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年11月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「コンピュータ」 種目 「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年5月25日から令和3年6月4日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年6月15日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件名	普通四輪乗用自動車賃貸借及び保守 (長期継続契約)
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 (川崎御幸ビル駐車場)
	履行期限	令和3年10月1日から令和10年3月31日まで (78か月)
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「リース」 種目 「車両」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年5月25日から令和3年6月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年6月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 病 院 局 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市病院局公告(調達)第9号

#### 入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

#### 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱によ

る指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

#### 3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

#### 4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

(3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

(4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを

無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、別紙の次年度以降における案件に係わる予算について、減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更ま

たは解除することができます。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院総合医療情報システム等運用管理業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和3年10月1日から令和6年9月30日まで (3年間の長期継続契約)
競争参加資格	名簿の登録	業種 「電算関連業務」 種目 「その他の電算関連業務」
	地域区分	設定しません。
	その他	富士通製電子カルテシステムHOPE/EGMAIN-GXを基幹とする医療情報システムの運用管理業務を、一般病床300床以上の病院において履行した実績を有すること。 (参加申込時に資格の保有がわかるような写しなどを提出すること)
競争参加の申込	令和3年6月10日から令和3年6月28日まで受付けます。	
現場視察	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和3年7月21日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和3年7月19日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of the products to be purchased: Operative management of the general medical information system 1set at Kawasaki hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., July, 21, 2021</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: July, 19, 2021</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>	

川崎市病院局公告(調達)第10号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。(https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

(2) 競争参加者は、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参

加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

(3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

(4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結



します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。  
ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証

金の納付を免除します。

- (2) 前払金の適用はありません。  
(3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎市総合医療情報システム用端末購入
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル7階(病院局) 川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和3年10月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」 種目「コンピュータ」
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年6月10日から令和3年6月28日まで受け付けます。	
現場視察	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和3年7月21日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和3年7月19日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of the products to be purchased: Devices for the comprehensive medical information system of Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital, Ida Hospital and Municipal Hospital Management Bureau, 1 set</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 21 July 2021</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 19 July 2021</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)</p>	

### 川崎市病院局公告(調達)第11号

#### 入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年6月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量  
川崎市立川崎病院で使用する電気の調達  
約9,137,000キロワット時
- (2) 納入場所  
川崎市立川崎病院(川崎市川崎区新川通12-1)

- (3) 履行期間  
令和3年8月1日から令和4年7月31日まで
- (4) 調達概要  
上記期間内における単価納入契約の締結
- (5) 契約の失効  
川崎市議会において、令和4年度におけるこの契約に係る所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更又は解除することができます。
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
  - (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
  - (2) 川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。）第2条の規定に該当しないこと。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 入札期日において令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年6月21日（月）までに行うこと。
  - (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
  - (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を令和3年6月21日（月）までに行ってください。
- 3 競争参加申込書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
  - (1) 配布・提出場所  
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階  
病院局経営企画室契約担当（担当：吉村）  
電話（直通） 044-200-3857
  - (2) 配布・提出期間  
令和3年6月10日（木）から令和3年6月21日

- (月)までの下記の時間  
午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで  
ただし、土曜日、日曜日を除く。
- (3) 提出方法  
持参
- 4 仕様等  
仕様書は3(1)の場所において、令和3年6月10日（木）から令和3年6月21日（月）まで閲覧できます。また病院局入札情報のホームページに掲載します。<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。
- 6 仕様等に関する問い合わせ  
仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。
- 7 入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
  - (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
  - (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
  - (1) 入札方法
    - ア 持参による入札の場合
      - (ア) 入札書の提出日時  
令和3年7月8日（木）午前10時00分
      - (イ) 入札書の提出場所  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階 病院局会議室
    - イ 郵送による入札の場合
      - (ア) 入札書の提出期限  
令和3年7月6日（火）必着
      - (イ) 入札書の宛先  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市病院局経営企画室経理担当課長
  - (2) 入札保証金  
免除とします。
  - (3) 開札の日時  
8(1)ア（ア）と同じ。
  - (4) 開札の場所  
8(1)ア（イ）と同じ。

## (5) 落札者の決定方法

契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続等

## (1) 契約保証金

ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 前払金

否

## (4) 議決の要否

否

## (5) 契約条項等の閲覧

契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

## 10 その他

(1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity about 9,137,000kWh to use at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. July 8, 2021

(3) Time-limit for tender by mail:

July 6, 2021

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting section, Management Planning Office,

Municipal Hospital Management Bureau

Kawasakimiyuki bldg. 7F

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN

Tel 044-200-3857(Direct-in)

## 消 防 局 訓 令

## 川崎市消防局訓令第18号

局内一般

消 防 署

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する

訓令

川崎市消防職員服務規程（平成10年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える

（在宅勤務）

第18条の2 職員が在宅勤務（職員の自宅その他これに準ずるものとして所属長が認める場所において、在勤する公署における勤務に代えて行う勤務をいう。以下同じ。）をする場合は、所要の取手と取り、所属長の命令を受けなければならない。

2 職員は、在宅勤務を開始するとき及び終了するときは、上司に報告しなければならない。

第19条（見出しを含む。）中「出張」の次に「、在宅勤務」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

## 川崎市消防局訓令第19号

局内一般

消 防 署

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を

改正する訓令

川崎市消防職員出勤記録整理規程（昭和45年消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号に次のように加える。

エ 在宅勤務をした場合 在宅

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

## 川崎市市民オンブズマン告示

### 川崎市市民オンブズマン告示第1号

川崎市市民オンブズマン条例第22条の規定により、川崎市市民オンブズマンの運営状況を公表します。

令和3年5月28日

川崎市市民オンブズマン  
富田 善 範  
清 野 幾久子

(内容省略)

## 川崎市人権オンブズパーソン告示

### 川崎市人権オンブズパーソン告示第1号

川崎市人権オンブズパーソン条例第26条の規定により、川崎市人権オンブズパーソンの運営状況を公表します。

令和3年5月28日

川崎市人権オンブズパーソン  
池 宗 佳名子  
大 崎 克 之

(内容省略)

## 教 育 委 員 会 公 告

### 川崎市教育委員会公告第2号

令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱を次のとおり制定します。

令和3年5月19日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

#### 1 募集定員

川崎市立川崎高等学校附属中学校 120名

#### 2 志願資格

川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）がともに通学区域（川崎市全域）内に住所を有し、入学後も引き続き通学区

域内から通学することが確実な者とする。

ただし、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、市内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月31日までに卒業見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和4年3月31日までに修了する見込みの者
- (3) 外国に所在する学校（現地校）において日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した者

#### 3 志願手続

##### (1) 志願の範囲

他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定の者の志願は認めないこととする。

##### (2) 志願方法

志願者は、入学願書その他必要な書類等を附属中学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

##### (3) 入学選考料

志願者は、別に定める入学選考料を、市が指定する金融機関において事前に納入し、その収入済証明書を入学願書に貼付する。なお、一度納入された入学選考料は、原則として返還しない。

##### (4) 受付期間

受付期間は、令和4年1月4日（火）から1月6日（木）まで（当該期間内の到着又は消印があるものを受け付ける。）とする。

#### 4 検査方法

- (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行う。
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 5 検査期日

検査の期日は、令和4年2月3日（木）とする。

#### 6 合否決定及び合格発表期日

##### (1) 合否決定

附属中学校の校長は、4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、選考結果が上位の者から120名を合格者として決定する。なお、資料が整わない受験者については、

適性検査や参考にできる資料を活用し、適切に選考するものとする。

(2) 合格発表期日

合格発表の期日は、令和4年2月10日(木)とする。

7 入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に附属中学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 附属中学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

(2) 附属中学校の校長は、(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(3) 入学者に欠員が生じたときには、附属中学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 教 育 委 員 会 訓 令

### 川崎市教育委員会訓令第2号

事務局各課  
各教育機関

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月31日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員服務規程(平成29年川崎市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

第21条の2 職員が在宅勤務(職員の自宅その他これに準ずるものとして所属長が認める場所において、在勤する公署における勤務に代えて行う勤務をいう。以下

同じ。)をする場合は、所要の手続をとり、所属長の命令を受けなければならない。

2 職員は、在宅勤務を開始するとき及び終了するとき、上司に報告しなければならない。

第22条(見出しを含む。)中「出張」の次に「在宅勤務」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

## 人 事 委 員 会 公 告

### 川崎市人事委員会公告第3号

令和3年度川崎市職員(高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)

採用試験の実施について

令和3年度川崎市職員(高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)採用試験を次のとおり行います。

令和3年5月19日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

## 令和3年度 川崎市職員採用試験受験案内 (高校卒程度・資格免許職)

《高校卒程度》行政事務・土木・電気・機械・建築・消防士  
《資格免許職》保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職

川崎市人事委員会

### 《主な日程》

申込受付期間	6月11日(金) 午前9時～7月9日(金) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	9月13日(月) (予定)
第1次試験日	令和3年9月26日(日) 【教養試験(行政事務・消防士)】 【教養試験・専門試験(土木・電気・機械・建築)】 【総合筆記試験(保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)】 ※消防士では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に体力検査を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
第1次合格発表日	10月5日(火) 午前10時頃(予定)(消防士以外) 10月14日(木) 午前10時頃(予定)(消防士)
第2次試験日	10月19日(火)～10月28日(木) (予定) ※試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
最終合格発表日	11月18日(木) 午前10時頃(予定)

### 《問合せ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。



## 1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員	
高校卒程度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10名程度
	土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	若干名
	電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	若干名
	機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	若干名
	建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	若干名
	消防士	主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。	10名程度
保育士	主に、保育所等で、乳幼児の保育、地域の子育て家庭に対する支援など、保育士の専門業務に従事します。	10名程度	
栄養士	主に、保育所、市立病院等での栄養指導、給食管理、衛生管理や、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での栄養相談、栄養指導、食育の推進など、栄養士の専門業務に従事します。	若干名	
臨床検査技師	主に、市立病院、健康福祉局等で、検体検査・生理機能検査業務、感染症の検査・研究など、臨床検査技師の専門業務に従事します。	若干名	
学校栄養職	市立学校及び学校給食センターでの学校給食の栄養管理、衛生管理、食に関する指導など、学校栄養職の専門業務に従事します。	若干名	

(注)

- 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 3 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

(1) 年齢等

行政事務 土木 電機 機械 建築 消防	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 ※消防士については、日本国籍を有する人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	平成4年4月2日以降に生まれた人

(2) 身体的条件【消防士】・免許【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】

消防士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上の人 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	それぞれの免許(学校栄養職については栄養士免許)を有する人又は令和4年春までに行われる国家試験により免許取得見込みの人 ※保育士については、神奈川県で実施された地域限定保育士試験により資格を有する人を含む。

(注)

保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込みの方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験合格発表後、指定する日までに送付していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



## 3 試験科目・日程・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

## (1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格等発表日
教養試験【行政事務・消防士】、教養試験・専門試験【土木・電気・機械・建築】、総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】			
行政事務 消防士	【教養試験】 9月26日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 0時10分頃 (※途中退出はできません。)	会場は受験票で指定します。	10月5日(火) 午前10時頃(予定) 【消防士以外:第1次試験合格者】 【消防士:体力検査対象者】
土木 電機 機械 建築	【教養試験】・【専門試験】 9月26日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 3時10分頃 (※教養試験については、途中退出はできません。)		
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	【総合筆記試験】 9月26日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 1時10分頃 (※途中退出はできません。また昼食休憩はありません。)		
体力検査【消防士】			
消防士	【体力検査】 10月8日(金)(予定)	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区犬蔵 1-10-2)	10月14日(木)午前10時頃(予定) 【消防士:第1次試験合格者】

## (2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格等発表日
作文試験【行政事務】、作文試験・身体検査【消防士】			
行政事務	【作文試験】 10月19日(火)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3)	
消防士	【作文試験】・【身体検査】 10月19日(火)(予定)		
面接試験【全区分】			
全区分	【個別面接】 10月25日(月)～10月28日(木) (予定)のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3)	【最終合格】 11月18日(木)午前10時頃(予定)

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 体力検査(消防士)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)提出していただきます。  
(行政事務・消防士は作文試験の際に持参、それ以外は10月14日(木)(消印有効)までに郵送)。  
「面接カード」の様式は、第1次試験合格の通知(消防士は、体力検査対象者の通知)に同封いたしますので、10月7日(木)までに通知が届かない場合は10月8日(金)に川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。  
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職の第1次試験合格者には、免許取得(見込)に関する書類(免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

<b>教養試験【行政事務・消防士】、教養試験・専門試験【土木・電気・機械・建築】、総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】</b>	
行政事務 消防士	【教養試験】<択一式 50問 120分> ※出題の程度は高校卒業程度のものです。 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈
土木 機械 建築	【教養試験】<択一式 50問 120分> ※出題の程度は高校卒業程度のものです。 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈  【専門試験】<択一式 40問 120分:試験区分ごとに出題分野が異なります。> 出題分野は、「別表 区分別の専門試験出題分野」参照
保育士 栄養士 学校栄養職 臨床検査技師	【総合筆記試験】<択一式 60問 180分> ※出題の程度は短期大学卒業程度のものです。 <<知能系(20問程度):各試験区分共通>> 出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈  <<知識系(40問程度):試験区分ごとに出題分野が異なります。>> 出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照
<b>体力検査【消防士】</b>	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、腕立て伏せ)を行います。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上体起こし、20mシャトルランは実施しません。

【別表 区分別の専門試験出題分野】

試験区分	出題分野
土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
機械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術(電気技術、電子技術、制御)、電子機械
建築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
栄養士 学校栄養職	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
臨床検査技師	医用工学概論(情報科学概論及び検査機器総論を含む。)、公衆衛生学(関係法規を含む。)、臨床検査医学総論(臨床医学総論及び医学概論を含む。)、臨床検査総論(検査管理総論及び医動物学を含む。)、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学(放射性同位元素検査技術学を含む。)、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学

(2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

<b>作文試験【行政事務・消防士】</b>	
行政事務 消防士	与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。  <800字以上、1,000字以内 60分>
<b>身体検査【消防士】</b>	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。
<b>面接試験(個別面接)【全区分】</b>	
全区分	【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論は実施しません。

(注) 教養試験・専門試験・総合筆記試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

**5 合格から採用まで**

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和4年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人については、令和4年4月より前に採用されることもあります。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

**6 配置等**

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた 適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

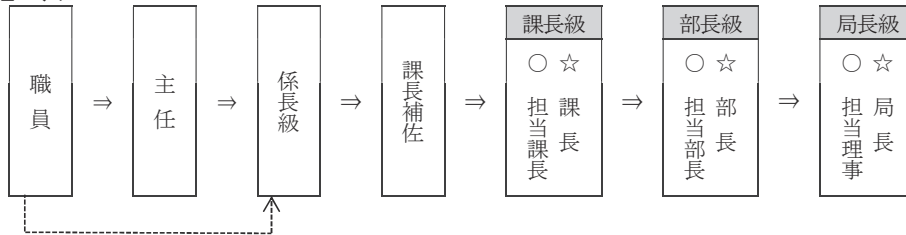
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

**7 給与等****(1) 給与(初任給)**

令和3年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
下記以外の区分	168,548 円 (短大卒、高専卒者は、181,540 円)	① 初任給については、高校卒業後(高校卒程度各区分)、又は免許取得後(保育士・栄養士・学校栄養職・臨床検査技師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.45 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
消防士	181,540 円 (短大卒、高専卒者は、198,824 円)	
保育士 栄養士 学校栄養職	181,540 円 (大学卒者は、207,524 円) (大学院修士課程修了者は、224,692 円)	
臨床検査技師	190,124 円 (大学卒者は、207,524 円) (大学院修士課程修了者は、224,692 円)	

**(2) 勤務時間**

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間1時間を含む)。  
※配属先によって異なる場合があります。

**(3) 休日**

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)  
※配属先によって異なる場合があります。

**(4) 休暇等**

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

**(5) 受動喫煙防止措置**

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和3年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

**8 個人別成績情報の提供**

この試験で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 300点  ※総合得点には上体起こし・20mシャトルランの得点(体力検査受験者は全員満点)が含まれます。	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84 円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和3年12月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた順位で記載しています。
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 700点  ※総合得点には集団討論の得点(面接試験受験者は全員満点)が含まれます。	

**9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)**

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(高校卒程度等)採用試験」→「令和3年度申込方法(高校卒程度・資格免許職)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	6月11日(金) 午前9時 ~ 7月9日(金) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。
--------	---

申 込 手 順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ)                  ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)</u>」を御確認ください。  <b>【重要①】</b> 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問合せください。  <b>【重要②】</b> 利用者登録の際の入力項目に、「<u>審査結果通知</u>」及び「<u>到達メール</u>」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う                  ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「令和3年度申込方法(高校卒程度・資格免許職)」の下端にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)</u>」を御確認ください。                  ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査                  川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。                  ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力は、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知                  申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください。なお、<u>受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)</u>を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
申込整理票と受験票の印刷	<p>9月13日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、<u>カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名</u>をしてください。第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(令和2年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	体力検査 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	15	188	144	-	45	15	9.6
土木	若干名	2	2	-	1	1	2.0
電気	若干名	1	1	-	1	1	1.0
機械	若干名	1	1	-	0	-	-
建築	若干名	0	-	-	-	-	-
消防士	15	206	143	72	51	28	5.1
保育士	5	46	32	-	24	7	4.6
栄養士	若干名	41	30	-	11	6	5.0
臨床検査技師	若干名	26	18	-	12	4	4.5
学校栄養職	若干名	23	18	-	7	3	6.0

農業委員会告示

川農委告示第6号

第12回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。  
令和3年5月28日

川崎市農業委員会  
会長 小川耕平

1 日時

令和3年6月10日(木) 午後2時00分～

2 場所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第1会議室  
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議題

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(案)
- (5) 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について(案)
- (6) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (7) 報告第2号 農地転用工事完了報告について
- (8) 報告第3号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (9) 報告第4号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (10) 報告第5号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (11) 報告第6号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認取消願について
- (12) その他

職員共済組合公告

川崎市共済公告第9号

令和3年5月17日付けで次の役員が退職しましたので、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき公告します。

令和3年5月24日

川崎市職員共済組合  
理事長 伊藤 弘  
理事 平野 悟

川崎市共済公告第10号

川崎市職員共済組合組合議員選挙を次のとおり行う。

令和3年5月24日

- 川崎市職員共済組合  
理事長 伊藤 弘
- 1 選挙の日時 令和3年6月4日(金)  
午後4時00分から午後4時30分まで
  - 2 選挙会の日時 令和3年6月4日(金)  
午後4時30分
  - 3 選挙及び選挙会の場所、選挙すべき議員の数並びに選挙長の氏名

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙及び選挙会の場所	選挙長の氏名
第2区	1人	病院局会議室	林 徳厚

市議会規程

川崎市議会規程第1号

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月21日

川崎市議会議長 山崎直史  
政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成5年川崎市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、訂正の箇所に認印するとともに」を削る。

第14条中「議会の事務局長」を「議会局長」に改める。

第1号様式中

「  
川崎市議会議員 印  
」

を

「  
川崎市議会議員  
」

に改める。

第2号様式中

「  
川崎市議会議員 印  
」

を

「  
川崎市議会議員  
」

に改める。

第3号様式中

「  
川崎市議会議員 印  
」

を

「  
川崎市議会議員  
」

に改める。

第4号様式中

「  
川崎市議会議員 印  
」

を

「  
川崎市議会議員  
」

に改める。

第5号様式中

「  
川崎市議会議員 印  
」

を

「  
川崎市議会議員  
」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 市 議 会 告 示

### 川崎市議会告示第2号

令和3年5月31日に、川崎市議会議員選挙及び副議長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

令和3年5月31日

川崎市議会議員 橋 本 勝

議 長 橋 本 勝

副議長 織 田 勝 久

## 川 崎 区 公 告

### 川崎市川崎区公告第67号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年5月14日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

### 川崎市川崎区公告第68号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月14日

（別紙省略）

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	後期高齢者医療保険料	過随5月		計1件
令和2年度	後期高齢者医療保険料	特徴第6期		計1件
令和3年度	後期高齢者医療保険料	特徴第1期以降		計1件

**川崎市川崎区公告第69号**

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月17日

川崎市川崎区長 増田宏之

（別紙省略）

**川崎市川崎区公告第70号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年5月19日

川崎市川崎区長 増田宏之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**川崎市川崎区公告第71号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告しま

す。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和2年度	国民健康保険料	5期	令和3年6月1日（5期）	計1件
令和2年度	国民健康保険料	6期	令和3年6月1日（6期）	計2件
令和2年度	国民健康保険料	7期	令和3年6月1日（7期）	計2件
令和2年度	国民健康保険料	8期	令和3年6月1日（8期）	計2件
令和2年度	国民健康保険料	9期	令和3年6月1日（9期）	計4件
令和2年度	国民健康保険料	10期	令和3年6月1日（10期）	計31件

（別紙省略）

**川崎市川崎区公告第72号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第7期	令和3年6月1日（第7期）	計1件
平成31年度	介護保険料	第8期	令和3年6月1日（第8期）	計1件
平成31年度	介護保険料	第9期	令和3年6月1日（第9期）	計1件
平成31年度	介護保険料	第10期	令和3年6月1日（第10期）	計1件
平成31年度	介護保険料	第11期	令和3年6月1日（第11期）	計1件
平成31年度	介護保険料	第12期	令和3年6月1日（第11期）	計1件
令和2年度	介護保険料	第7期	令和3年6月1日（第7期）	計1件



令和2年度	介護保険料	第8期	令和3年6月1日 (第8期)	計1件
令和2年度	介護保険料	第9期	令和3年6月1日 (第9期)	計2件
令和2年度	介護保険料	第10期	令和3年6月1日 (第10期)	計2件
令和2年度	介護保険料	第11期	令和3年6月1日 (第11期)	計3件
令和2年度	介護保険料	第12期	令和3年6月1日 (第11期)	計3件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第73号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第1期	令和3年6月1日 (第1期分)	計13件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第74号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第75号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第

226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第5期	令和3年6月1日 (第5期分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第6期	令和3年6月1日 (第6期分)	計2件
令和2年度	介護保険料	第7期	令和3年6月1日 (第7期分)	計3件
令和2年度	介護保険料	第8期	令和3年6月1日 (第8期分)	計4件
令和2年度	介護保険料	第9期	令和3年6月1日 (第9期分)	計3件
令和2年度	介護保険料	第10期	令和3年6月1日 (第10期分)	計3件
令和2年度	介護保険料	第11期	令和3年6月1日 (第11期分)	計2件
令和2年度	介護保険料	第12期	令和3年6月1日 (第12期分)	計6件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第76号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和2年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	令和3年6月1日 (第9期分)	計2件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第77号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者

に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和3年5月26日

川崎市川崎区長 増田宏之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第78号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和3年5月26日

川崎市川崎区長 増田宏之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第79号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月31日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第18号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市幸区長 関敏秀

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和3年6月1日(第10期分)	計2件
令和2年度	国民健康保険料	第6期	令和3年6月1日(第6期分)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	第7期	令和3年6月1日(第7期分)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	第8期	令和3年6月1日(第8期分)	計2件
令和2年度	国民健康保険料	第9期	令和3年6月1日(第9期分)	計3件
令和2年度	国民健康保険料	第10期	令和3年6月1日(第10期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第19号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和3年5月20日

川崎市幸区長 関敏秀

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市幸区公告第20号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年5月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市幸区公告第21号

国民健康保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月25日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

### 中 原 区 公 告

#### 川崎市中原区公告第28号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

#### 川崎市中原区公告第29号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

### 高 津 区 公 告

#### 川崎市高津区公告第36号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第37号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第12期分	令和3年6月1日(第12期分)	計2件
令和3年度	介護保険料	第1期分	令和3年6月1日(第1期分)	計9件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第38号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第9期分	令和3年6月1日(第9期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第39号

次の介護保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
				計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第40号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年5月26日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第41号

次の国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月26日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
				計1件

(別紙省略)

宮前区公告

川崎市宮前区公告第22号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

**多 摩 区 公 告**

**川崎市多摩区公告第22号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

**麻 生 区 公 告**

**川崎市麻生区公告第28号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第29号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第30号**

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年5月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

**辞 令**

**5月17日付付人事異動**

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
健康福祉局長寿社会部長 健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室担当部長兼務	下 浦 健	健康福祉局長寿社会部長

**正 誤**

川崎市公報第1,819号（令和3年5月25日発行）2357ページ川崎市公告（調達）第232号中「令和2年5月25日」は「令和3年5月25日」の誤り。

